

令和元年6月12日第2回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第4日)

出席議員 (10名)	1番 鈴木千春 2番 大川徹也 3番 原直弘 4番 吉田豊 5番 田中静雄 6番 原田希 7番 吉富隆 8番 大川隆城 9番 寺崎太彦 10番 中山五雄
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町長 武廣勇平 副町長 森悟 教育長 野口敏雄 会計管理者 森園敦志 総務課長 高島浩介 秘書 河上昌弘 財政課長 坂井忠明 建設課長 三好浩之 産業課長兼 日高泰明 住民課長 扇智布由 農業委員会事務局長 健康福祉課長 江島朋子 税務課長 矢動丸栄二 教育委員会事務局長 吉田淳 生涯学習課長 小川成弘 文化課長 中島洋
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 二宮哲次 議会事務局係長 江崎智恵

議事日程 令和元年6月12日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 議案第31号 上峰町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例訂正の件
- 日程第2 議案審議
議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（上峰町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第3 議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（上峰町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第4 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例）
- 日程第5 議案第26号 上峰町中小企業小口資金融資条例
- 日程第6 議案第27号 上峰町森林環境譲与税基金条例
- 日程第7 議案第28号 上峰町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第29号 上峰町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第30号 上峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第31号 上峰町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第32号 上峰町農村婦人の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第33号 上峰町中央公園多目的広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第34号 上峰町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第35号 上峰町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第36号 上峰町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第37号 上峰町体育センターの管理運営に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第38号 上峰町民プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第39号 上峰町運動場夜間照明施設の設置及び管理に関する条例の

一部を改正する条例

- 日程第19 議案第40号 上峰町立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第41号 上峰町都市公園条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第42号 令和元年度上峰町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第43号 上峰町固定資産評価員の選任について

午前9時30分 開議

○議長（中山五雄君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第31号

○議長（中山五雄君）

日程第1．議案第31号 上峰町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例訂正の件。

これを議題といたします。町長からの説明を求めます。

○町長（武廣勇平君）

皆様おはようございます。大変貴重な時間を頂戴いたしまして、ただいま議長様よりお許しをいただきましたので、登壇し、議案の訂正と公文書の敬称を略して不記載だったことをおわびを申し上げたいと思います。

議案第31号 上峰町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、この議案につきましては、当該議案の一部を訂正させていただきたく、御措置をお願いいたします。

また、さきの控室でも敬称を略し、議長に大変失礼を働いたことを心からおわびを申し上げます、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第31号 上峰町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例訂正の件を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。議案第31号 上峰町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例訂正の件を許可することに決定いたしました。

日程第2 議案第23号

○議長（中山五雄君）

日程第2．議案審議。

議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（上峰町税条例等の一部を改正する条例）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

質疑がないようですので、議案第23号の質疑を終結いたします。

日程第3 議案第24号

○議長（中山五雄君）

日程第3．議案審議。

議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（上峰町税条例の一部を改正する条例）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第24号の質疑を終結いたします。

日程第4 議案第25号

○議長（中山五雄君）

日程第4．議案審議。

議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（吉田 豊君）

5分の2、2ページのところなんですけど、限度額が580千円から610千円に変更になっておるようです。これに伴う増額が幾らぐらいになるのかというのをお尋ねします。

○健康福祉課長（江島朋子君）

ただいまの吉田議員の580千円から610千円、税額にしてどれぐらい増額になるかということですが、こちらについては限度額の税額となっておりますので、580千円から610千円、30千円の増額となります。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

私の聞き方が悪かったのかわかりませんが、ことしの610千円に限度額が改定したことに

よる国民健康保険税の総額で幾らぐらい上がるかということをお尋ねしたんですが。

○健康福祉課長（江島朋子君）

増額に伴う健康保険が全体の増額ということでよろしいでしょうか。まだ本年度が確定をしておりませんが、ただいま持っております世帯になりますが、該当する世帯としては、医療費分で増額になる世帯が13世帯、支援金分で増額になる世帯が5世帯、介護分で増額になる世帯が8世帯となっております。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

そうしますと、26世帯で30千円ですから、780千円ぐらいの増にしかならんわけですね。そうしますと、この県一本化の国保運営になってから1年経過したわけですが、昨年の実績で国保税で収納した分の県の納付額に間に合って、それで運営ができたのか。さらに、個人の世帯割とか平等割とかを上げなくて運営ができるのかどうかですね、その見通しについて、どのように思っておられるのかをお尋ねします。

○健康福祉課長（江島朋子君）

ただいまの吉田議員の事業の運営の見通しはということの御質問でございますが、平成30年度の決算見込みにおきましては、120,000千円ほどの繰越額が見込まれると予想をされております。令和元年度につきましては、税率を上げず据え置きで運営をするということになっておりますので、令和元年度の事業におきましては、税率を上げずの運用で事業が進めていけるものと思っております。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

この限度額で約780千円の増収ということですが、30年度の実績で120,000千円の繰り越しということなんで、税率は上げんでも何とか運営できるという見通しが立ったということでございますので、特段言うことはありませんが、やっぱり限度額だけじゃなくて、一般の国保世帯の税率も勘案して、赤字運営にならないように気を使っていたきたいと思います。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第25号の質疑を終結いたします。

日程第5 議案第26号

○議長（中山五雄君）

日程第5. 議案審議。

議案第26号 上峰町中小企業小口資金融資条例。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○4番（吉田 豊君）

この条例を読みよると、借入者に対する融資の条件として連帯保証人を3名つけるような書式になっております。連帯保証人を必要とさせないために信用保証協会の保証をさせるんじゃないかというふうに思うんですが、それはどういうふうになっておるのでしょうか。

○産業課長（日高泰明君）

吉田議員から御質問の連帯保証人をつけないために保証協会というふうなところの御質問だったと思います。保証協会というのをつけるにしましても、連帯保証人というふうなところで求められるところと認識しております。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

ならば、連帯保証人を3人にとってという形になれば、保証協会、保証料まで払って保証協会に入る必要がないというふうに私は思うんですが、いかがですか。

○町長（武廣勇平君）

これは代位弁済ということでございまして、連帯保証人の保証ができなかった場合の措置だということで御理解いただきたいと思います。

○4番（吉田 豊君）

通常の賃貸借の場合については、連帯保証人を通常とるわけですね。その保証人をなかなか求めることができない方々のために保証協会を立てて保証協会が保証しているという制度がこの保証協会制度じゃないんですか。

○町長（武廣勇平君）

代位弁済ということで、私の理解でありますと、連帯保証人から取れなくなったというような状況にあった場合に、代位弁済をするというような位置づけで考えておりますけれども、私の理解が正しければ、私、他の基金協会の理事も行っておりますが、同じく代位弁済の決済とかございます。その場合も同じような仕組みで行われていると思いますけど、民間のほうでもですね、農協さんでもそうだと思います。

○4番（吉田 豊君）

テレビ等を見ておっても、保証人倒れとよく出ますよね。そういう保証人倒れを省くために、こういう保証協会をつくったんじゃないんですか。

○町長（武廣勇平君）

保証人倒れを防ぐための措置で代位弁済を行っていただくための基金協会であったり、この場合で言うと信用保証協会という認識で、同じ認識でございます。

○4番（吉田 豊君）

ということであれば、保証人はとらなくても、その保証協会が代位弁済をしていけば済むことじゃないですか。現在、保証人を頼むのが非常に難しいんですよ。

○町長（武廣勇平君）

ということは、保証人を立てたほうが、より我々のリスクを回避できるということにもなると思います。

○4番（吉田 豊君）

はい、わかりました。

○議長（中山五雄君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。

○2番（大川徹也君）

今回の上峰町中小企業小口資金融資条例が上程されるに当たった経緯を教えてくださいませんか。

○町長（武廣勇平君）

これは各市町におきまして、こうした小口資金の融資条例が県内でできていないのは上峰町と吉野ヶ里町だったというふうに認識をして、この2つの自治体だけがこの融資条例ができておらず、商工会さんからの要請もあって起こしているものというふうに理解をしております。

○2番（大川徹也君）

この小口資金融資条例について、仕組み、中身をお伺いしたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

ここに記載を条例上あらわしている中身で、ちょっと不明な点があったら御指摘いただきたいと思います。

○2番（大川徹也君）

不明な点をお伺いします。

通常、借り入れをするときは金融機関に出向きますが、今、同僚議員からもありましたように、金融機関からは借りる金額などにもよりますけれども、保証人を求められる場合があります。今回この条例を見ていまして、この借り入れがしやすくなる、事業者がしやすくなるということは非常によいことだと思います。それはそれとして、疑問点を質問します。

今、同僚議員が言いましたように、連帯保証人という通常の定義ではかなり重たいものなんです。必ず返さなければならぬんですよ、借り入れをした人が返すことができなかった場合は、連帯保証人が資産を売却してまでも返す必要があります。これは金融機関にとって、連帯保証人が返せなかった場合に、この保証協会が返してくれるということで、俗的な言葉を言いますと、金融機関が取りっぱぐれがないようにするための一番のいい方策なのか

なとも思うんですけども、ここに同僚議員が言いましたように、連帯保証人と保証協会、連帯保証人をつければ借りられるんですね、基本的に。連帯保証人をつけて、また保証協会に入って、そうすることで借り入れする事業者にとって、どういったメリットがですね、同僚議員が言ったように、本当に連帯保証人をつけるというのはかなり難しいんですよね。もし本当に町が支援をするのであれば、こういったところがもう少し柔軟に対応ができれば、より借りやすくなるんじゃないかと思いますが、その辺の協議もなされたのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○産業課長（日高泰明君）

大川議員質問の連帯保証人をつけてお金を貸し付け、返せなかったときのというふうなところの代位弁済についての保証協会というふうなところですが、代位弁済を行いましても、債権のほうは保証協会が引き継ぐこととなります。返さなくていいようなどころではもちろんございません。借りるにつきましても、もちろんそれなりの保証料というふうなところでも借り手さんの経営状況とかを見まして、保証料というふうなところを払うところになります。

保証料につきましては、もちろん信用保証協会のほうに払うわけですが、これを町のほうで補填すると、町のほうで出すというふうなところでも借りやすいような仕組みになっておりますし、また金融機関におきましても、利率的などころが低いところで貸し付けるところとなります。連帯保証人というふうなところの単語を入れておりますが、もちろん借りられて返せなくなりましたというふうなところでも、それでなくなるというふうなところはございません。保証協会による代位弁済で銀行のほうにはその補填をしますが、債権につきましては保証協会が引き継ぐこととなります。それで、しかるべき債権整理をなさるところで保証協会を行っていくところで、そういうふうなところでも借りやすさ、また保証料を町のほうで補填するところにつきましては、もちろん負担もなくなりますし、そういったところで町内の中小企業を振興していきたいというふうなところで、今議会でこの条例を上げさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

今の答弁で理解すると、ここで言う連帯保証人というのは、借入者が何らかの事情で返せなかった場合に、連帯保証人はその債務を負わず、保証協会が保証すると考えてよろしいのでしょうか。

○産業課長（日高泰明君）

先ほど保証協会が補填するというふうなところですけども、代位弁済というふうなところで、銀行のほうには借入額のほうを保証協会のほうから補填するところですが、それに伴いまして、銀行のほうから債権というところは保証協会のほうに移りまして、保証協会がその債権を整理するというふうな形になります。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

仕組みが大分わかってきました。つまり連帯保証人は、やっぱりその名のごとく債務は消えないということですね、通常連帯保証人はそういうものですから。ただ、債権が金融機関から保証協会のほうに移るとのことという理解でよろしいでしょうか。

○産業課長（日高泰明君）

大川議員の認識されると思います。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

それでは、この小口資金融資を受ける事業者のメリットとして、なかなか、今、同僚議員が言いましたように、保証人をつけるのは難しくありますけれども、本当に借りたいならばしようがありませんですね。

そうすると、保証協会が保証をするということもあって、その保証協会料を役場が負担するという、そして利率ですね。例えば、一般的に5,000千円、もしくは10,000千円借入れをしたい。ここにちょっと上限額がありますけれども、借入れをしたいというときに、一般の利率と比べて、今回の条例を通しての仕組みを通しての借入れというのは、利率的にはやっぱり変わるものなんですか。

○産業課長（日高泰明君）

大川議員御質問の利率につきましては、中小企業の皆様が一般的に銀行で借入れをなさる際の利率について、ちょっと把握していないところがあります。また、この借入れの目的について、また利率的などところも幅があるところと思いますが、この小口資金の利率につきましては、手元に資料がございますので、ここで言わせていただきますと、この上峰町と、あと1つの団体がみやき町なんですけど、以外のところは小口資金の制度を設けておまして、その貸付利率としましては、昨年のところの数字ですが、1.3%というふうなところで資料がございます。こういったところで、この貸し付けの利率等もありますが、融資の財政の資金的なところも、町のお金を財源としてするところで借りやすいというふうなところで、一般的などところの政府財源ですとか、そういうふうなところで金融機関から貸し付けられる財源自体もまた乏しいというふうなところもございますので、町としてこの財源を銀行に預けて、それを貸し付けてもらうというふうな制度で図っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

答弁了解しました。これで私の質問を終わります。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○7番（吉富 隆君）

ちょっとお尋ねでございますが、この関連ですが、中小企業というのは、どこからどこまでを指すのかね。中小企業にもいろいろあると思うんですよね。条件はここについておるけれども、資本金がどうなのかとか、例えば、個人商店は1年以上という条件があるわけですよね。どこからどこまでを中小企業と町は見るのかどうかを教えてください。

○産業課長（日高泰明君）

吉富議員御質問の中小企業の定義でございますが、中小企業としまして、法に基づくところで、中小企業信用保証保険法というふうなところの法律がございます。この第2条の定義におきまして、中小企業とはというふうなところで、この条文の中のところが中小企業というふうなところで認識しておるところで、資本金の額、また出資の額が3億円以下の会社、平たく言いますとですね。あと従業員数が300人以下の会社というふうなところが、この規定にありまして、これをもって中小企業というふうなところで捉えておるところでございます。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

非常に町としてこういった中小企業の条例を制定することはすばらしいことだと思います。中小企業にとっては非常に助かる部分なんです。しかし、同僚議員からも出ているように、保証協会の問題ですね、それと保証人の問題等々が、これはどうしても切れないんですよ。私も保証協会を通して借入れを50,000千円ほどしました。そういう経験がありまして、それは中小企業倒産防止法という財源は国でした。しかし、保証協会って厳しいです。借入れは簡単にできるんですよ、これ。保証協会というのは調査は厳しいですね。それが1点。

それを承知で借るわけですから、企業努力というのはやむを得ないですね。その調査というのは町ではやらないのか、保証協会に任せるかどうか、お尋ねをします。

○産業課長（日高泰明君）

保証協会と別に町のほうで調査をするかというふうなところですが、保証協会というふうなところで専門的なところがございますので、町としての調査というふうなところではもちろんございませんし、また保証協会も調査の専門機関というふうなところで、保証協会によるところでなければ貸し付けないというふうなところに条例的に設計しておりますので、こういうふうなところで議員の御質問にお答えするところと思います。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

ちょっと待ってください、執行部にお願いですけれども、挙手をする場合には、声を出してください。きのうも言いましたけれども、よろしく願いしておきます。

○7番（吉富 隆君）

ぜひとも借入をしやすいような説明を中小企業あたりにPR活動をぜひともお願いをしておきたい。大変いいことだと思っております。

と同時に、先ほどから出ているように、支払い不能になったときの問題等々は、この財源というのどこから出るのでしょうか。どこが負担するのでしょうかね。例えば、何もなかとなるんですよ、手を挙げれば法的に認められるのでね。町がつくるんですから、例えば、そういう問題が起きたときに、町がその金を出すのか、保証協会が取りますからね、これ。どういう流れになっていくだろうかという心配をしておるところです。それは答弁いいですね、難しい問題ですから。

とにかくこの中小企業の問題については、町としてPRをぜひともしていただきたい。これは非常に助かる案件でございますので、よろしく願いしておきたい。

○産業課長（日高泰明君）

吉富議員の御質問のところで、また説明をちょっとさせていただきたいと思えます。

この制度で、議員の御質問のところをお聞きしているところで、保証協会というふうなところで払えなくなった場合は、保証協会が代位弁済というふうなところで銀行にその返済をする。銀行のその債権については保証協会が手続ところとなります。町としましては、貸付金としまして予算計上させていただいております額を銀行のほうに貸し付けまして、年度の末にそれを運用益として利息をちょっと取ったところで、その額をまたちょっと利率がついた分を町のほうに歳入として入れるところで、その出し入れがもちろん銀行に預けて返してもらおうというふうなところがございます。

先ほど信用保証協会、専門的なところというふうなところで説明しておりますが、このところで、もちろん債権の代位弁済があった場合は、保証協会による支払いによりまして、また債権の整理につきましても、この保証協会が行うようなところで、町といたしましては、歳出のところで銀行に貸し付け、そして借入のところでその保証料というふうなところで借り手さんが負担する分を町のほうで補填しまして、年度末にその貸し付けた額は利率を含めまして全額ちょっと多い分を町のほうで歳入で入るというふうな出し入れのところというふうなところの条例設計となっております。

以上でございます。

○町長（武廣勇平君）

それと加えまして、中小企業の定義をお尋ねでございましたが、先ほど製造業、建設業、あと運輸業については、資本金が3億円以下、300人以下の従業員ということで言われましたけれども、これは業種によって違いますから。サービス業であれば資本金は1億円以下ということで、100人以下の従業員というふうにサービス業上は中小企業の定義がされていきますので、それぞれの業種によって中小企業の定義は変わってまいります。

○2番（大川徹也君）

再度質問をいたします。

今、同僚議員が言われたことの続きであります。債権が金融機関から保証協会に移った場合に、それで金融機関から支払いの求めがあるかと思いますが、借入者、またはその連帯保証人が先ほど同僚議員が言いましたように、通俗的な言葉で言うと、手を上げられて破産という形になるかと思うんですが、そういった場合は、債権というのは保証協会がみずから一般的な言葉でかぶるものなのか、町が今回こういうベースになって、ここを通してやっているの、町に債務が出るものなのか、その辺はどうでしょうか。

○産業課長（日高泰明君）

大川議員御質問ですけれども、町に債務が来るようなことはございません。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

そうすると、これは保証協会が、済みません、適切な言葉がわからないので、かぶるということを考えてよろしいわけですか。

○産業課長（日高泰明君）

大川議員御質問のかぶるというふうな表現でございますが、保証協会が債権を引き継ぎ、その債権整理をされる所と認識しております。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

了解しました。質問を終わります。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○4番（吉田 豊君）

ちょっと質問というよりもお尋ねなんです、条例の13条に規則に委任した条項があります。その下に規則を添付されておるんですが、この提案の仕方で、第1条に、この規則は上峰町中小企業小口資金融資条例、括弧空欄なんです。通常ここは条例は通してもらえ、何とかして通してもらわんばいかんという形で、通常、条例のこの何年条例第何号というのは入れて規則の表示がなされるんじゃないかなと思うんですが、こういうやり方が正しいんでしょうか、ちょっとお尋ねします。

○産業課長（日高泰明君）

議員御質問のところで、通常というふうなところで質問をお受けしましたが、今回上げている議案につきまして、新設条例というふうなところでございます。今議会にお諮りしているところで、議決、承認をいただきまして公布させていただきます、条例番号を取るところとしております。

条例の施行に関する規則についてというふうなところで、条例の公布に伴うものですので、

公布に伴い番号をとった後に記入するところで、公布のところはあけております。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

言われることはわかるんですが、通常は条例を通してもらえるものという感覚でここに令和元年の条例第何号というのをに入れて規則をつくるんじゃないですか。

○産業課長（日高泰明君）

通常というふうなところで議員質問というふうなところですが、議会にお諮りしまして、何としてでも通すぞとか、そういうふうなところでのこの番号を入れるところではございませんし、これ今回お諮りしまして、議案を審議して議決いただいた後に公布させてもらうところで計画して手続をするところでございます。

以上でございます。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○3番（原 直弘君）

私のほうからは町が融資機関に対し、小口資金の融資金として預託する分についてお尋ねいたします。

先ほど課長のほうから、町が預託した分は年度末に利息を上乗せして町のほうに戻されるという説明だったんですけども、これは初年度に限られるものですかどうか、ちょっとお尋ねいたします。

○産業課長（日高泰明君）

原議員御質問ですけれども、初年度に限るかというふうなところで答弁させていただきますが、毎年度毎年度というふうなところでございます。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

ちょっと私の質問が悪かったかもしれないですけども、例えば、1業者の方が5,000千円借りられて、その5,000千円を預託する。そして年度末にその企業から返してもらう。それでその借りられた企業さんの分はそれで終わりであるか。また次の、企業さんは何年も借りられるわけですね。だから1回預託して、また戻されて、企業の方がずっと返済されるんですけども、例えば、5,000千円借りられて、1年間返済されて4,000千円に減っても、次の企業さんはまた4,000千円まだ債務があるわけじゃないですか。それでまた、その企業さんのほうの融資資金としてその分をまた重ねて2年度以降もあるかどうかということで、ちょっと質問させていただきます。

○産業課長（日高泰明君）

原議員御質問のところのお金の出入りですけど、初年度のみというふうなところのお

話のところでしたけれども、毎年度毎年度と私申しましたのは、この予算措置をしております額を金融機関に貸し付けまして、その額を運用していただきまして、その年度に借りられた方に、要望があった方にお貸しするわけですね。そのお貸しした額については、銀行の運用のところでは資金的なところは出していただきまして、この同じ額を毎年度毎年度出し入れするといいますか、うちが貸し付けた額をそのままというふうなところで借りられる方のほうに貸し付けるわけではございませんで、その銀行内で運用をされまして、その運用される金額のところでは、このお金を原資に貸し付けて、この額が減っていくようなところではございませんで、うちのほうに銀行に預託した額を原資としまして貸し付けをされて、その原資とする額については、全額返還していただくというふうなところでございます。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

もうちょっと理解、私していないんですけれども、20,000千円というのを今回補正予算で上げておられますけれども、20,000千円を年度当初にやって年度末に返していただく。その20,000千円のやりとりですか、それともだんだん借り入れる方がふえればふえるほど多くなるという仕組みなんですか、その辺をちょっとお尋ねいたします。

○町長（武廣勇平君）

多くなるという仕組みだと思います。要するに、上限額は決めておりますし、今言われました借入額はその企業によって変わるものだと思いますし、償還期間も当然変わるものだと思います。銀行との関係の話なので、それはケース・バイ・ケースだと思いますが、本町としましては、当初予算で計上させていただいたこの額がしっかり年度ごとに利率を含めて回収がされるという仕組みになっているということをお尋ねしているというふうには思います。

○3番（原 直弘君）

ちょっとまとめますと、今、償還年度によってという話があったんですけれども、そしてたとえば、1つの企業に対して最高額は運転資金が5,000千円だったですね。例えば、5,000千円しか借りられなかったときは、年度当初に5,000千円しかうちのほうには入れないということなるんですか、その辺をちょっとお尋ねいたします。

○産業課長（日高泰明君）

議員御質問のところの運転資金5,000千円を超えた場合というふうなところですが、条例の第6条に書いておられますとおり、5,000千円を限度としますので、この額までというふうになっております。

○町長（武廣勇平君）

議員おっしゃるとおりでございます。（「ありがとうございます。理解しました」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○2番（大川徹也君）

原議員の関連質問ですが、例えば、当初の予算で、この条例の適応するための預託金として20,000千円計上するということは、例えば、運転資金は5,000千円が上限ですが、5,000千円上限借りたとして、その年度は例えば、5,000千円を借りたい人が4件おったら、その4件で終了ということになるのでしょうか。そして、それ以外の希望者は翌年度に回すとか、その辺の仕組みを教えてください。

○産業課長（日高泰明君）

大川議員御質問ですけれども、予算のほうで20,000千円というところの金額が出ておりますが、規則の第3条のところ、預託された資金の3倍以上の額の融資枠を設けるというふうなところに来ておりますので、少なくともこの20,000千円の3倍以上の金額は融資枠を設けて、銀行のほうで運用をしてもらうというふうなところで、この規則のところに書いておるとおりです。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

そうすると、20,000千円預託すると60,000千円まで融資が行えると。すると、例えばですが、5,000千円借りたい人だったら12件になりますかね。年内はその件数をオーバーする分に関しては、翌年度にまた申請をしてもらうとか、その辺の仕組みのことをお伺いしております。

○産業課長（日高泰明君）

大川議員御質問のところですが、3倍以上というふうなところでございます。だから、先ほど申し上げました60,000千円までじゃないというふうなところで認識してください。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

了解しました。質問を終わります。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第26号の質疑を終結いたします。

日程第6 議案第27号

○議長（中山五雄君）

日程第6. 議案審議。

議案第27号 上峰町森林環境譲与税基金条例。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○4番（吉田 豊君）

森林環境税というのは新しい国税ですか、地方税でしょうか。それは新たな税ができたということなんじゃないかと思うんですが、仮に上峰町ではどういうところがこの森林に当たって税が賦課されてくるのかをお尋ねします。

○税務課長（矢動丸栄二君）

皆さんおはようございます。まず、森林環境税につきまして概算的なお話をさせていただきますと思います。

総務省からの概要が来ておりますので、それを読み上げさせていただきますと思います。

「パリ協定書の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減の目標達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設する」ということになっております。

その創設ですけれども、まず、税を支払う方につきましては、集める方法としましては、県町市民税ですね、個人の住民税と言いますけれども、一つの市町村税に今、均等割というものを賦課していますけれども、その均等割にプラス年額1千円を負担していただくという仕組みになっております。

あと、税の施行につきましては、まず、国のほうが今年度から令和5年までは国の財源によって税を補填されます。その後、平成36年度から、先ほど申し上げました税率千円を個人住民税のほうに賦課するということになっております。

使い道につきましては、森林の伐採等を行う森林の整備を促進するための費用に使えるということです。また、その森林関係の人材育成、担い手の確保にする使途、また木材利用の促進や普及に対する使途、そういうふうな目的で使途を使うような財源となっております。

また、上峰町の譲与税、今回、補正予算のほうで400千円計上しておりますけれども、計算方法としましては、私有林の面積と林業の就業者数から、それとプラス人口から算出された金額を譲与税ということだけでいただけるという計算方法となっております。

概算的には以上になります。

○4番（吉田 豊君）

確認の意味で、もう一度質問じゃない、確認するんですが、じゃ、あの、地方税にもう既に今、私たち、よう知らんうちに取られて、プラス千円を上積みして、じゃ、この財源は地方税という形になるんですか。譲与税だから国税になると思うんですよね。国税を譲与税に上乗せして取るような、そういう税法があるのかなと、ちょっと私はわかりませんが、税務課長にお尋ねしますが、そういうことについても可能なのかですね。

それと、令和元年から5年間は国が払って、その後は先ほど言うたプラス千円の上乗せ分

で財源を賄うということなのですが、これは国からの譲与税400千円そのまま基金に積み立てるようになっておるようなのですが、これはいつまで、総額でどのくらいの基金を目的にされておるのかわかれば教えていただきたいと思います。

○税務課長（矢動丸栄二君）

先ほどの国税か地方税かという話になっていますけれども、今から税改正が行われると思いますけれども、まず、一旦市町村民税でこの1千円をいただき、それを国のほうに納付するような流れになるとお聞きしております。

あと、基金関係ですけれども、今の予定で言いますと、令和元年から、今から3年間は年間200億円ずつ積み立てされます。それと、令和4年につきましては300億円、令和5年につきましては300億円を国のほうに補填されます。

先ほど申し上げたとおり、令和6年からは税収からの収入になります。概算的な計算としましては、国民6,000万人が1人1千円を負担して、年間600億円の事業費というか、税を集めて事業を行うという予定となっております。

以上であります。

○4番（吉田 豊君）

では、町民税に千円上乗せして取るということですが、その千円は国にその分を納めにやいかんということで理解すればいいですかね。

○税務課長（矢動丸栄二君）

議員さんおっしゃるとおりであります。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○2番（大川徹也君）

この条例は、国に納めるお金ということで、今理解をしました。国に一旦納めたこのお金、600億円集まるそうですが、上峰町も活用することができるんでしょうか。例えば、国に入ったお金を何らかの申請をして上峰町のこういったことに使いたいというぐあいな話ですね。そういうことが活用できるんでしょうか。もし活用できるとしたら、役場としては何か今考えがあるでしょうか。

○財政課長（坂井忠明君）

ちょっと前段のところで基金等の話が出たかと思うんですが、少しちょっと誤解があるようなので、ちょっと御説明をさせていただきます。

まず、税務課長が申し上げたように、令和6年度から実際の賦課徴収が始まります。賦課徴収に際しては、現在の住民税に千円を上乗せしたところで、町が地方税と合わせて徴収し、そして国のほうに納めます。何で今年度から国のほうから譲与税て来るのかという話になるんですが、お金がないのに来るのか、こちらについては、国のほうが借金をします。それで、

前払いをするような形です。ですので、事業として町のほうに譲与税として使えるお金が来る。そちらのほうは今年度から来ると。実際の賦課徴収は令和6年度から5年おくれで始まります。そして、そちらのほうで町のほうに来た譲与税については、今回、新設の基金に積んで、そしてしかるべきときにその歳出に充てると。そのしかるべき歳出については、ちょっと私のほうからは申し上げられませんので、一応前段のスキームとしては、そういう形です。

以上です。

○町長（武廣勇平君）

しかるべき歳出について、どういう方向性かというお尋ねでございましたが、これは戦後の復興において住宅需要がすごく見込まれたということで、国が造林拡大政策をとることになりまして、広葉樹から針葉樹を拡大していこうという流れになりましたが、輸入材がすごくふえて、今その針葉樹が大きく育ってしまっていて、杉とか、ああいう木ですね。山が荒れている状況だということで、そうした山についての荒れた状況をおさめていくような、そういう内容であったり、森林に関係する水源とか、そうしたものにも充てていくべきだという方向性は出ているわけですが、基金を造成しながら今後考えていくことになると思っております。

○2番（大川徹也君）

財政課長、町長の答弁、了解しました。終わります。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第27号の質疑を終結いたします。

日程第7 議案第28号

○議長（中山五雄君）

日程第7. 議案審議。

議案第28号 上峰町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○8番（大川隆城君）

それでは、少しお尋ねをしてみたいです。

まず最初に確認の意味でお尋ねしますが、今年度、該当者、学童保育に行っている子供さんの人数をちょっと教えていただきたいと思っております。

○住民課長（扇 智布由君）

大川議員の本年度の児童数の人数でございますけれども、1年生から6年生までで全部で121名、これは5月現在の人数でございます。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

それでは、今回提案されております条例改正の関係でちょっとお尋ねしますが、新旧対照表を見てもらったがわかりやすいと思いますが、この第10条の第4項目、これが以前は「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者」というのが、今回は「教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者」という表現になっていますが、教育長にお尋ねしますが、これは中身的には変わらないことを読みかえたといいますか、表現を改めたということで理解していいでしょうか。

○教育長（野口敏雄君）

ただいまの教育職員免許法に係る御質疑でございますけれども、免許法の認定に関しても、いろいろと制度が変わっておりまして、10年に1度の更新があったりしております。そういった意味での読み方の違いということでもありますので、もともとの教員免許ということになることでは、教員の資格を有するということですから、変わりはないということで御理解ください。

○8番（大川隆城君）

ありがとうございました。そういうことで、今度は第10項目が新たに加えられたということですね。以前は1項目から9項目めまでであったのが、今回新たに加えられたということですが、その関係でお聞きしますが、以前はこういうふうなことでの内容での方々が対象者としながら、それに加えて県が行う放課後児童支援員認定資格研修を修了したものでなければならぬというのがあったわけですね。そうすると、昨年度までは小学校の体育館の2階で実施されていまして、たしか九十四、五名だったですかね、該当者がいらっしやった中で、支援員さんが7名だったですかね、いらっしやった。去年お尋ねしたときは、その中で4名ぐらいは研修を既に受けられた方がいらっしやって、残りの方も研修を随時受けるようにしていますということで説明受けとったと思います。今回、今年度になって委託ということになりました。そのときにその方々、せつかく研修まで受けてされているから、できれば継続して委託先でも勤務できるようにしてくださいというふうなことでのお願いしたときには、了解しましたという返事をもたらっていたかと思いますが、現在、4月からもう始まっているわけなんですけど、その辺はいかがでしょうか、お尋ねします。

○住民課長（扇 智布由君）

前の放課後児童クラブの支援員の方が現在もお勤めかどうかの確認をちょっと私のほうからしていません、済みません、そちらのほうは答えできません。

○8番（大川隆城君）

じゃ、今回の行政報告の中にも、この関係については今後も委託先及び小学校と密に連携をとりながらということがうたっています。そういうことになりますと、当然、新年度になったら主管課は住民課ということですが、教育委員会も当然、今後も関係していかなくちゃならないことは間違いないと思います。

そういう中で、先ほど言いましたように、新年度に入っただけの関係については、これはもう委託先の判断でされることにお任せするということができないということですかね。その辺、ちょっとなかなか言いにくい面もあるかもしれませんが、教えてください。

○住民課長（扇 智布由君）

大川議員の委託先の判断となるかというところでございますけれども、基本的には委託先の判断になっていくのかなとは思いますが、いろんな事情があったところで協議はもちろんさせていただくつもりではございます。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

委託先ということですが、じゃ、今現在、実施をされている学童保育で、支援員さんとかがどれぐらいいらっしゃるか。

それと、さっき言いました研修を受けなくちゃならないというのは生きているかと思いますが、その辺の確認はされているものかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○住民課長（扇 智布由君）

大川議員の支援員の数ですけれども、現在、支援員が4名、補助員3名、事務員1名で支援を行っておりまして、研修の確認は委託先に任せているというところもございまして、そういった指導もこちらのほうも行っていきたくは思っております。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

何でこの辺をお尋ねしたかという、昨年が九十四、五名で、6名ないしは7名いらっしゃった。そして、その方々にそれぞれ皆さん研修を受けてもらうようにしていると。先ほど言ったことの繰り返しになりますが、そういうことで説明を受けておりました。それは当然だろうと私も思っておりました。

今回、委託ということになったんですけれども、中身は変わらないですよ。そうすると、今言うそういうふうな県のほうでの研修を受けなくちゃならないということは、当然引き継いでいくべきものだと思います。ですから、今現在の支援員として勤務いただいている方、あるいは補助員の方がいらっしゃるの7名、事務まで入れて8名という報告をいただきましたが、この支援員の方々、それに補助員の方々も近い将来は、当然きちんとした県の研修を受けなくちゃならないということは生きてくると思いますので、その辺が果たして委託先にそのことまでお任せということでもいいものか、それともかかわっていく所管課としては、そ

の辺の確認をせんといけんじゃなかかというふうなところはありますが、いかがでしょう。

○住民課長（扇 智布由君）

大川議員の御質問ですけれども、住民課としましては、そういった確認も今後行っていき
たいと思います。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

今確認するという事で答弁いただきました。できれば早急にその辺の確認と、もしいろ
いろあったら、例えば、研修がまだであったら、なるべく早く受けてくださいとかいう指導
も重ねてお願いをしておきたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

今、資格をそういうふうの有する者のみにしなければいけないという視点での御議論かと思
いますが、今回、条例でも見ていただいたらわかりますように、5から10まで限定列举され
ておりまして、10項は新設でございます。「5年以上の放課後児童健全育成事業に従事し
た者であって、町長が適当と認めた者」、これは全部並列で扱われておりまして、やはり
キャリアをお持ちの方もいらっしゃいますので、資格を取らなければ従事できないというこ
とではなく、それぞれの人のこれまで従事された経験とか、そうしたことをしっかりと見る、
より具体的な中身になった条例になっておりますので、それはそれぞれの人によって判断し
ていくべきものかなというふうに考えてございます。

○8番（大川隆城君）

ですから、そういうふうな資格を持っている方々が対象者になった。それに加えて、県の
ほうで今言う認定資格研修を修了したものでなければならぬという項目があるから、研修
をもし受けていなかったら受けてもらうように指導をしていただきたいというお願いをして
いるわけです。これが県のほうでのこれがなかったら、今、町長が言われるように、有資格
者だから、それでよろしいということになります。繰り返しになりますが、昨年度までも
ずっと研修を受けさせています。今後も受けさせますということで来ておったものだから、
お尋ねをしているところです。

○町長（武廣勇平君）

よく理解しました。研修のほうをお尋ねだったということでございますね。大変誤解をし
ておりました。失礼いたしました。

○8番（大川隆城君）

そういうことですから、この件については、ぜひお願いをしておきたいと思います。

それで、今さら施設関係の云々を聞くというともほんに恥ずかしい話ばってん、少しお尋
ねしたいと思います。

これまでも私がスペースの問題を何回となく言ってきたわけなんです。1人当たり1.65

平米以上確保しなければならない、これはきちんと決まっていますよね。そうすると、今回、その旧園舎は、人数的には135人ぐらいオーケーだという話は聞いていましたが、ということであれば、当然クリアするものだと思いますが、申しわけない、ちょっと確認の意味でお聞かせください。

○住民課長（扇 智布由君）

大川議員の1人当たりの面積等の御質問だったかと思いますが、現在の施設居室面積は295.94平米でございます。おおむね1人当たり1.65平米でございますので、基準としましては、222.75平米あればよいというところになりますので、十分これを満たしているものと思っております。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

ありがとうございました。

それとまた、次にお尋ねしますが、この放課後児童クラブ関係にガイドライン等々で示されているのは、今度は障害をお持ちの子供さんたちも努めて受け入れをなさйтеというふうなことがうたわれていますが、今現在121名のお子さんたちの中には、そういう方も受け入れをされておりますでしょうか、ちょっと参考までに教えてください。

○住民課長（扇 智布由君）

障害を持っている方の受け入れはというところでございますけれども、現在、聞いております121人の中に、そういった方はいらっしゃらないというふうにお伺いはしておりますが、もし御希望があれば、そういった方も受け入れるような体制はとっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

次にお尋ねします。

それに加えて、今度は学童保育に参加しておったときに、例えば、ぐあいを悪くしたというふうな場合に、そういう子供さんたちがもしあったときには、静養室というですかね、ゆっくり休ませるスペースも確保しなさいということになってはいますが、先ほどの面積のあれからいけば、それも十分クリアしていますね。

それともう一つ、これはそこだけじゃなく学校も全部なんです、ことしも去年同等、あるいはそれ以上に暑くなるんじゃないかという心配があります。熱中症とか、もろもろの心配がありますが、今回の場所での今言うエアコンの整備、熱中症対策等も十分されておるかと思いますが、確認でお聞かせください。

○住民課長（扇 智布由君）

施設での暑さの対策はという御質問かと思いますが、平成30年度の予算におきまし

て、放課後子供環境整備事業におきまして空調整備を行っております。これで暑さ対策はしのげるかなというところで考えております。

以上でございます。

○教育長（野口敏雄君）

先ほどの広さの面も含めてなんですが、それと空調の件もなんですが、空調の件は、今、課長がおっしゃったとおりなんですけれども、実際に私ども見学に行きまして、4月以降ですが、様子を見たところ、旧の幼稚園の園舎のまだ全部を使っているわけじゃないんですよ。当面の予定では、今の現状のままですがというお話だったんですが、2階部分であるとか、北校舎は使わずに、今の建物を使って、先ほどの1人当たり1.65平方メートルが確保できているということですから、これまでに比べれば、かなり余裕的にはあるということ。何よりもグラウンドが使えるということもありますので、子供たちは非常に伸び伸びとした動きをとっていたということが印象的でした。

また、空調関係についても、ほかの附帯設備についても、開園までの、4月までに工事を終わらせたということも御説明いただきましたので、今のところ順調なスタートを切れているんじゃないかというふうに捉えております。

以上です。

○住民課長（扇 智布由君）

申しわけございません。先ほどの大川議員の御質問の中で、静養室はというところでもございましたけれども、もちろん、こちらのほうも確保されているところでございます。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

いろいろ心配される向きも十分に対応をして整備をしてもらっているということで、大変安心をいたしました。

そこで、もう一つお尋ねしたいのは、実は一般質問の中でもちょっと出ましたけれども、今度は学校敷から今度の学童保育の旧園舎までの移動する場合の通路と申しますか、その関係でですね、いろいろ御案内のとおり、あそこは狭くもあるし、今現在、大分車もふえました。だから本当に危険箇所にあることは間違いないですね。だから、その通路についても、漏れ聞いた話では、何通りか検討をされているという話も聞いておりましたけれども、今現在、それがどういうふうに進むものか。もし結論が出ているなら幸いだけども、検討中であるとしながらも、大体こういうふうだというのがお聞かせできれば、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○住民課長（扇 智布由君）

移動中の安全確保の件でございますけれども、そちらのほうの安全対策としましては、まだ検討中でございます。いろいろな問題が発生してからでは遅いとはもちろん思っております。

すが、まずは子供たちにそういった指導をしていただいて、学童のほうからも指導をしていただいてというふうなことで、ちょっと順序を踏まえているところがございます。特に前に進んだというようなことはございません。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

まだ決定していないということではありますが、この件については、やはり今、課長が言われたように、私も言いましたが、危険箇所であることはもう間違いないんです。ですから、当然今度はルートはどうするか。また、それによって少し改修をすとかなんとかというのが出てくる場合、当然ありましようから、そうなってくると例えば、建設課あたりとか、いろいろ関係が出てくると思いますから、そういう関係各課、協議をしていただいて、できるだけ早く対応をしてもらいたいということをお願いして終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○4番（吉田 豊君）

関連なんですけど、先ほど課長並びに教育長さんのほうから、施設は十分整っておるように私は聞きました。しかし、去年の中学校の実際の夏のときに行ったんですが、稼働の仕方によっては全然違うんですね。というのは、機械の設定温度は中学校は30度設定です。実際、教室の中は温度計もありません。したがって、設備を的確に使うためには、適正温度というのは国が示しておる部屋の中を最低でも28度にキープするように指導してもらわんと、幾ら施設設備をしておいても、使い方によっては全然効果が出ませんので、その辺まであわせて指導をしていただくようお願いしておきます。

○教育長（野口敏雄君）

今の吉田議員の御質問につきましては、学校関係も含めてのことだと思いますが、室内の設定温度が目標ではなくて、もちろん中にいる人たちの体感温度になってくると思います。そして、熱中症あたりは、その要因としては温度もさることながら、湿度が非常に大きな要因になってきますので、あわせてその室内の環境については、教職員含めて留意するようにということは改めて指導していきたいと思っております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

加えて関連することですから、もう一つだけお尋ねしたいと思います。

今、私はいろいろと支援員さんの充実という意味も含めていろいろお願いをしてきたわけなんですけど、と言いながら、つい先日、地方分権法の中で、学童保育職員基準を緩和するということになって、その支援員の人数を2020年4月1日に分権法の施行によって配置を減ら

してもいいというふうなことになっているようなんですが、それも今度は保護者のほうから見れば、子供の安全が確保できなくなるんじゃないかという懸念も強いというコメントも出ているわけですが、その辺については、町としての取り組みについては、どんなふうでしょうかね。法では減らしてよしいというふうにはなっているが、今言うごと安全確保というような意味合いからすれば、やっぱり現状のままでいかんといけんじゃなかろうかなという気がするわけなんです、先のことですが、どういうふうに捉えられているか、よければお聞かせいただきたいと思います。

○住民課長（扇 智布由君）

ちょっと先のことは、やはりわからないんですけども、基準といたしましては、1単位支援員1名、補助員1名ということになっておりますので、基準に従って、そういった職員の配置のほうはさせていただきたいとは思っているんですけども、今後については、ちょっと国のほう等の情報もございませんので、お答えしがたいところがありますけれども、基準に満たところで子供たちの安全を図っていききたいというふう考えております。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

本当に先のことで、まだまだわからないところもあることだと思います。ただし、まず第一には子供たちの安全確保、これは必ず第一に据えて取り組んでいただきたいということをお願いをして終わりたいと思います。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第28号の質疑を終結いたします。

日程第8 議案第29号

○議長（中山五雄君）

日程第8. 議案審議。

議案第29号 上峰町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○8番（大川隆城君）

今回、この関係については、し尿のくみ取り料がリッター当たり250円アップするという改正でございますが、この関係については、これはどんなですかね。例えば、何年ごとに見直すというふうなことでの取り組みといいますか、改正か、それともいろいろ業者さんとの交渉かれこれ今回上げざるを得なかったということでの改正か、その辺いかがでしょう。

○住民課長（扇 智布由君）

大川議員の御質問ですけれども、こちらのほうが消費税率分の増額になりまして、250円のアップではございませんで、0.25円の増額となります。

内訳としましては、基本額12.513円はそのまま、消費税を乗ずる額はそのままでございます。消費税率アップの増額となっております。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

ちょっと目が悪いものですから、見間違ひまして失礼しました。消費税アップの関係ということですね。はい、了解しました。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第29号の質疑を終結いたします。

日程第9 議案第30号

○議長（中山五雄君）

日程第9. 議案審議。

議案第30号 上峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第30号の質疑を終結いたします。

日程第10 議案第31号

○議長（中山五雄君）

日程第10. 議案審議。

議案第31号 上峰町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第31号の質疑を終結いたします。

日程第11 議案第32号

○議長（中山五雄君）

日程第11. 議案審議。

議案第32号 上峰町農村婦人の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第32号の質疑を終結いたします。

日程第12 議案第33号

○議長（中山五雄君）

日程第12. 議案審議。

議案第33号 上峰町中央公園多目的広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○2番（大川徹也君）

これ全て、この辺の議案は消費税の改定に伴うものですので、特に審議というものが発生しにくいような事柄ではあるんですが、実際に多目的広場や夜間照明など、みんなお金を払って利用するということで、その点に関してお伺いをしたいことがございます。

上峰町中央公園は幅広い層に利用をされています。中の運動場におきましては、野球、ソフトボール、そしてサッカーなど多々使用がっておりますし、周囲の散歩コースにあっては、町内外でお散歩に来られたり、遊具施設があるところにも特に週末などは多くの親子連れの姿が見られます。

そして、ここで私たち大事になってくるのは、どうしても人間ですから生理現象が起こりまして、おトイレに行かざるを得ません。そのときに本当に立派な施設であるんですが、おトイレのほうに若干の問題があるように感じております。私もよく利用をします。これはもしこの場で不適切な質問ということであれば、もうお答えにならなくて結構ですが、トイレの清掃の管理はどのようにされているのでしょうか。

○生涯学習課長（小川成弘君）

ただいまの大川議員の御質問にお答えいたします。

ただいま大川議員のほうからは、屋外のトイレの清掃のことを質問されているかと思いますが、中央公園につきましては、私たちのほうから社会福祉協議会のほうに委託しております。そちらのほうから管理人が中央公園のほうの管理をしている職員がおります。そちらの管理人のほうで終日おりますので、その場合につきましては、トイレ等々、芝管理等々も含めまして管理して、トイレの清掃等管理はしているところでございます。

以上です。

○2番（大川徹也君）

これは社会福祉協議会に直接言う、お願いするべきなのか、役場をお願いするものなのか

わかりませんが、この場でまたお願いという形でさせていただけたらと思っております。不適切であれば受け入れられなくて結構です。

まず、便器、そして床、窓、そして照明、切れたのは切れたまま、チカチカするのはチカチカしたまま。特に夜危ない。おトイレがきれいだと本当に使用するのが気持ちがよいです。逆に汚いと本当に使用するのが嫌になります。これほどこのトイレに入っても同じですし、そのトイレでそこのお店の質がわかるというくらいにおトイレ、水回りも含めてそうですが、とても大事なところだと思います。一応、役場がここは委託をしているということで大もとになると思いますので、その辺の御指導をお願いできたらと。そうすれば、上峰町中央公園を御利用される方々が、もっと中央公園を好きになるかと思えます。よろしく申し上げます。

○生涯学習課長（小川成弘君）

ただいまの要望でございましたけれども、私たちといたしましても、その旨につきましては、連絡を密にしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○町長（武廣勇平君）

これは社協の中でも障害者福祉施設、ふれあい館のB型の施設外就労という形で、公共施設の管理運営委託をしているものでございまして、今言われた、大変汚い状況の時期があったということだと思いますので、しっかりと教育委員会を通じて伝えていただきたいと思っております。

○2番（大川徹也君）

担当課長及び町長答弁、了解しました。質問及び要望を終わります。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。議案審議の途中ですが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、11時15分まで休憩いたします。休憩。

午前10時58分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

議案審議を再開いたします。

日程第13 議案第34号

○議長（中山五雄君）

日程第13. 議案審議。

議案第34号 上峰町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○5番（田中静雄君）

この34号もこれも消費税の関係でこうなったと思いますが、それで、10月1日以前に予約した場合の料金というのは従前の料金ということなので、金額にすれば微々たる、消費税の分ですから大したことないと思いますけれども、幾らか、殺到することはないと思いますけれども、値上げする前に予約しようかという人が出てくる可能性があります。

そこで、予約というのは何カ月前から予約できるのか、その辺を教えてもらいたいと思います。

○生涯学習課長（小川成弘君）

ただいまの田中議員からの予約の何カ月前からできるかという御質問だと思います。

ただいま議案第34号及び第35号につきましては、公民館及び農村環境改善センターでございますが、町民センターのほうでございます。町民センターにつきましては、4カ月前からできるようになっているところでございます。会議室等々につきましては4カ月前からできるようになっているところでございます。また、体育施設につきましては、1カ月前の1日から、例えば、8月10日に利用したいということになりますと、7月1日から予約をすることができるようになっているところでございます。

なお、町民センターにつきましては、ホールのほうが1つだけ会議室は異なっておりまして、ホールは行事予定等々が組まれることがありますので、1年前から予約することができるようになっているところでございます。

以上でございます。

○5番（田中静雄君）

ホールの場合は1年前からということで了解をいたしました。

それに関連して、予約についての関連ですけれども、キャンセルをした場合、このときの料金はどうなるんですか。払い戻しとかそういう制度があるんですかね。

○生涯学習課長（小川成弘君）

ただいまの田中議員からの御質問につきましては、会議室等予約をした場合に、その後にキャンセルがあった場合の使用料金等々の払い戻しがあるかという質問かと思いますが、それはもちろんそういう形につきましては払い戻しをさせていただきたいというふうに考えております。

○5番（田中静雄君）

払い戻しがあるということで了解をいたしました。

これは私は直接体験したわけではないんですけれども、もちろん人から聞いた話でございますけれども、係の人から、町民センター内の貸し出しの係だと思いますけれども、キャンセ

ルしたらお金の払い戻しはありませんということをおられた方がおられます。だから、本当にそれ担当の係の人なのか、それぞれ職員の方々の認識の違いでそういうことをおられたのかわかりませんが、そういうことをおられたことがあると。ということは事実だろうと思いますけれども、そういうことはないということですね。そういうふうに理解しておいていいですね。

○生涯学習課長（小川成弘君）

田中議員のただいまの質問でございますが、キャンセル関係が発生した場合につきましては、職員のほうにも周知した上で今後とも運営をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○5番（田中静雄君）

わかりました。

もう一点、備考の欄の、私のちょっと認識不足で申しわけないんですけども、ホールを使用申請しているものが練習等で使用する場合は、基本使用料の50%の額ということは、例えば、どういう事柄があるんでしょうかね、ちょっと教えてもらえませんか。

○生涯学習課長（小川成弘君）

ただいまホールの使用につきまして、半額という規定があるということについての御質問かと思いますが、ホールにつきましてはピアノの発表会等々もございます。ピアノの発表会等々で大会とかもございますので、その前に町内の方がそういうホール規模で練習をしたいというような希望等、今回も申請が出ている部分がございますが、そういう練習をしたり、ピアノの練習とか、または劇団、劇なんかをする場合にホールの雰囲気で行いたいという、リハーサルをしたいという、練習したい場合は使用していただいて結構なんですけれども、その場合は基本料金の半額ということで規定しているところでございます。

以上でございます。

○5番（田中静雄君）

このことについて、もう一つ確認ですけれども、例えば、カラオケの発表会とか、そういうことが多分あると思います。その前日に、要はその場所になれるために練習をすることがあるんですね。そういう場合は該当しないということなんですか。当日、例えば、10時から開催しますよ。その10時以前に練習をする。そういうときに50%増しなんですか。10時からカラオケが始まります。その前にいろんな練習する時間を2時間ぐらい持って練習したいというときに、そういうときの練習のときに50%の割り増し料金になるんでしょうか。

○生涯学習課長（小川成弘君）

ただいまの田中議員の質問につきましては、皆様のお手元の資料の議案第34号 上峰町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の別表第1の中に、その区分の中に一番右側のほうが「延長又は繰上げ1時間当たり」ということで料金の設定をしているとこ

ろでございますので、ホールにつきましては、今回上程させていただきました金額でいきま
すと、10月以降につきましては1時間につき2,200円が発生するかというふうに行っている
ところでございます。

以上でございます。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○町長（武廣勇平君）

ちょっと今改善センターと町民センターについて調べておりますが、キャンセルについて
はたしか規定が細かくあったというふうに思いますので、それを追ってまた御連絡を差し上
げたいというふうに思います。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第34号の質疑を終結いたします。

日程第14 議案第35号

○議長（中山五雄君）

日程第14. 議案審議。

議案第35号 上峰町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第35号の質疑を終結いたします。

日程第15 議案第36号

○議長（中山五雄君）

日程第15. 議案審議。

議案第36号 上峰町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第36号の質疑を終結いたします。

日程第16 議案第37号

○議長（中山五雄君）

日程第16. 議案審議。

議案第37号 上峰町体育センターの管理運営に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第37号の質疑を終結いたします。

日程第17 議案第38号

○議長（中山五雄君）

日程第17. 議案審議。

議案第38号 上峰町民プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○7番（吉富 隆君）

ちょっとお尋ねでございますが、この使用料の関係で町内と町外の使用料の料金が3倍に設定がなされておりますが、これ妥当な金額だろうか。見直しをするようなお考えはないでしょうか、お尋ねをします。

○生涯学習課長（小川成弘君）

ただいま吉富議員からの町内、町外につきましての3倍額、町内の基本額に対する町外は3倍額ということでございますが、この金額につきましては、現在のところ町内の方が使用されることを優先的にさせていただきたいと思っております、町内、町外は差をつけさせていただきまして、町外の方につきましては3倍額ということで引き続き行いたいというふうに考えているところでございます。

○7番（吉富 隆君）

これはほかの使用料にもそのような形になっておるわけですね。町民センター使用料についてはかなり議会でも議論をした経緯がございます。こんないいホールをどんどん使用させていただきたい。採算ベースにどうなの。使用料が幾らやったと、年間トータル等々についても議論をしてみりましたが、3倍というちょっとどうだろうかという考えを持ったので議論をしていただけないだろうか、何とかこういう議論をする場があってもおかしくはないのではないかとこのように思っておりますし、プールだけの問題ではございません。

そういうことでございますので、御議論をしていただければ幸いかと思っております。ただ単に最優先と、それは町内優先理解するよね。しかしながら3倍という金額はどうなのかということにつきましては、見直しをしていただければ非常に町外の方はお喜びになられるんじゃないだろうか。よその町も恐らく差はついていると思うので、よその町との連携も図りながらそういった議論をしていただきたいというふうに思いますのでよろしく願いをしておきます。

○教育長（野口敏雄君）

吉富議員の御質問でございました。

今回、消費税率の変更に伴っての上程議案に際しましても、近隣の市町の様子を調査いたしました。おおむね3倍なんですね。それで、今回につきましては3倍のまま出したところでございますが、もちろんそれぞれの施設の稼働率にもよりますし、町内の方を優先しながらも町外からも多数来てもらったほうがいいという、借りてもらったほうがいいという場合も出てくるとお思いますので、そういったところは、それぞれの状況に応じて、今後もこれは半永久的に固定するわけじゃございませんので、折を見ながら検討して、町内外で利用しやすいような料金設定というものを検討はしていきたいと思っております。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

野口教育長さんの言われるように、見直しをされる分についてはしていただきたいなど思っております。やはり、こういう機会しかこの質問できないんですよ。これ一般質問でもできるんですが、そこまでする問題ではなかろうかなと思うのでよろしく願いをしたいと。

町民センターは特に利用率等々については相当議論をしてきました。長い時間かかっていますので、いっちょ見直す時期が来ているのではなかろうかというふうなことからお願いをしているところでございますので、よろしく願いしたいと。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第38号の質疑を終結いたします。

日程第18 議案第39号

○議長（中山五雄君）

日程第18. 議案審議。

議案第39号 上峰町運動場夜間照明施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第39号の質疑を終結いたします。

日程第19 議案第40号

○議長（中山五雄君）

日程第19. 議案審議。

議案第40号 上峰町立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第40号の質疑を終結いたします。

日程第20 議案第41号

○議長（中山五雄君）

日程第20. 議案審議。

議案第41号 上峰町都市公園条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第41号の質疑を終結いたします。

○生涯学習課長（小川成弘君）

申しわけございませんが、先ほど田中議員のほうから御質問いただきました上峰町公民館の設置及び管理に関する条例及び上峰町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例という、町民センター関係で使用料のキャンセル関係を……

○議長（中山五雄君）

小川課長、前に戻るわけですね。

○生涯学習課長（小川成弘君）

はい、申しわけございません。

○議長（中山五雄君）

それを言ってから言ってください。

○生涯学習課長（小川成弘君）

申しわけございません。

○議長（中山五雄君）

どうぞ。

○生涯学習課長（小川成弘君）

——のときの質問にお答えさせていただいたときでございますが、私のほうで使用料のキャンセルにつきましては返還するというふうにお答えしたところでございます。

町長のほうからも、その分につきましてはいろいろなケースがあるということでお答えしているところでございますが、現在、条例のほうにつきましては、基本的に条例、まず上峰町公民館の設置及び管理に関する条例につきましては、第8条のほうに「使用料の返還」という項目があるところでございます。これでは第一義的に、「既納の使用料は、返還しない。」とうたっているところではございます。その部分がうたわれているところでございますが、町長が言いましたように、「次の場合においてはその全部又は一部を返還することが

できる。」ということで、そういうこともございますので、現在、使用者返還料は発生しない、する場合が混在しているところがございます。基本的には使用料の返還につきましては返還するというようにしているところがございます、その場合につきましては、2号のほうに「7日前までに使用許可の取消し又は変更の申出をし、教育委員会が相当の理由があると認めたとき」には返還するというふうになっているところがございます。

また、農村環境改善センターのほうにつきましても、町長が特に必要と認めるときにつきましては、全部または一部を返還することができるというふうな形でありますので、現在はキャンセル料につきましては返還しているというふうになっているところがございます。

以上、追記でございますが申し述べさせていただきました。

○町長（武廣勇平君）

済みません、審議を終えてから審議に割り込んだ形で説明申し上げたことを御容赦申し上げます。

先ほど生涯学習課長が申し上げたとおりでございました。議長様を初め、議員の皆様方に深く陳謝申し上げたいと思います。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

日程第21 議案第42号

○議長（中山五雄君）

日程第21. 議案審議。

議案第42号 令和元年度上峰町一般会計補正予算（第2号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（吉田 豊君）

説明の4ページ。国庫支出金でプレミアム付商品券の事業補助と事務費補助で14,028千円国庫が出てくるようになっていますが、歳出の面で一括してプレミアム商品券として商工会へ補助するという形になっていますが、事務関係の費用はどうなるのかということをお尋ねしたいと思います。

次、2番目、7ページの一番下、財産管理費の工事請負費で1,200千円、庁舎別館車庫電動シャッター取替工事というのは、これ電動シャッターというのは軽量から重量シャッターに変えるんじゃないかと思うんですが、その重量シャッターに変えなければならない理由をお尋ねします。

それから、次のページ、8ページ一番上、企画費の負担金、補助のところで、キャッシュレス決済普及補助金が組まれておりますが、これは補助金はどこに流されるのかですね。支出先をお尋ねします。

そして、続きまして10ページと11ページですが、10ページの児童福祉費の一番下です。委

託料の幼児教育無償化システム改修委託料、この改修の内容はどのようなシステムをどのように変えるかということですね。

それから、11ページの一番下の改修業務、これも同じです。どのようなシステムが今あって、それをどういうふうに変えるのかということですね。

それと、次に13ページ、3番、農業振興費の23の償還金、利子なのですが、多面的機能支払補助金返還300千円、これは何年度分の返還金なのかというのをお尋ねしたいと思います。

それから、次14ページですが、下のほうの道路新設改良費で調査設計業務委託料の5,200千円の減額がなっていますが、これはどこの路線をする予定だったのをやめるのかということをお尋ねします。

次に、17ページの上のほうです。

教育費の施設整備費で小、中学校のトイレの監理業務委託料がそれぞれ組まれていますが、普通工事の設計委託をするときには設計監理委託まで普通はするわけなんです、これを別にしたことによって委託料が一緒にした場合と部分的にした場合の委託料の差というのは出ないのかどうかをお尋ねします。

19ページ、一番最後なのですが、850千円の総合型地域スポーツクラブ補助金、これはどういう団体に流されるのか、補助金を支給されるのかをお尋ねします。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

執行部の答弁を求めます。

○産業課長（日高泰明君）

議員御質問のプレミアム商品券の支出のところの事務関係の費用はというふうなところでございますが、14ページ、款7. 商工費、項2. 観光商工費、目1. 観光商工振興費の19節. 負担金、補助及び交付金の中のプレミアム商品券事業補助金14,028千円、この金額の中に事業費、この予算書ページ、4ページ、款13. 国庫支出金、項2. 国庫補助金、目9. 商工費国庫補助金の節1. 商工費補助金の説明書きの2つのところがございますプレミアム付商品券の事務費補助金とプレミアム付商品券の事業費補助金、これを合わせました金額をこの14ページの支出するところで組んでおりまして、商工会のほうに補助金として流し、商工会のほうで事業費及び事務費については執行するところで、歳出、歳入のところでこの金額を計上しておるところでございます。

○4番（吉田 豊君）

ということは、あくまでもプレミアム商品券は8,500千円しか商品券出さないということで、あとの5,528千円は商工会に委託しても事務費として消化されるということで理解すればいいですね。

○産業課長（日高泰明君）

議員御質問のところでございますが、事務費につきましては5,528千円、プレミアム付商品券の事業費補助金としまして85,000千円組んでおりますが、（「8,500千円」と呼ぶ者あり）8,500千円組んでおりますが、この部分についてはプレミアム分のところでございます、プレミアム付商品券としまして20千円の購入で25千円まで使用できる。そういうふうなところで5千円分がプレミアム分というふうな利益をこうむる分、この分については国から入ってくるところで、この分についてが事業費として計上しておるところでございます。販売額で20千円で販売しまして、25千円のこの5千円分の利益分、住民の買われる方の利益分につきましては、この事業費の中で支払うというふうなところで、その金額が8,500千円というふうなところで予算計上しておるところです。

○4番（吉田 豊君）

いや、私が聞きたいのは、事務費補助金として5,528千円含んで流れるわけですから、商工会で事務費としてこれだけの事務費が使われるんですかということを知っているわけです。

○産業課長（日高泰明君）

はい、プレミアム付商品券の事務費として、この金額のところへ使う予定のところでは予算しております。

以上です。

○4番（吉田 豊君）

それじゃ、これ補助金ですから、事務費の補助金申請も厳しくチェックをされるわけですね。

○産業課長（日高泰明君）

プレミアム付商品券の事務費補助金としまして、国のほうがこの事務費については100%見るといふところで、今内示があつておるところがこの金額でございます。もちろん実績につきましては、町のほうで事業にかかった分のみのおところで補助金を精算するところとなりますが、国からの今の交付予定というふうなところで内示出ておりますところがこの5,528千円のところでございます、実績についてはもちろん精査をして国に交付実績なり上げていくところでございます。

○4番（吉田 豊君）

はい、いいです。

次の質問に対する答弁をお願いします。

○産業課長（日高泰明君）

議員御質問の13ページ（「番号順行こう、番号順。2番目に電動シャッターば入れとろうが」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ちょっとお諮りします。吉田議員、9つも10も質問してありますけれども、せいぜい2つ

か3つずつで進んでいただきたいと思います。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）執行部の答弁がわからなくなってきておりますので、以後注意をしておきます。よろしく願いしておきます。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

執行部の答弁を求めます。

○財政課長（坂井忠明君）

吉田議員御質問の7ページ、款の2. 総務費、項の1. 総務管理費、目の3. 財産管理費、節の15. 工事請負費、こちらのほうの庁舎別館車庫電動シャッター取替工事につきまして御説明をさせていただきます。

現在、車庫につきましては北と南2棟並列で並んでおりますが、そちらのほうの1つずつにつきましてシャッターのほうが不調でございます。以前から不調な部分につきましては修理を行ってまいりましたが、北側の1区画につきまして、もう全く修理がきかなくなりまして、業者のほうに見てもらいました。その結果、あちらのほうのシャッターにつきまして軽量でございますので、軽量のステンレスレール、ガイドレール交換工事、それから軽量連動のストラットの交換工事、これらにつきまして、1つにつきまして大体1,000千円程度を見込んでおります。

それから、南側の1区画につきましてはポテンションメーターというものの取りかえで大丈夫ですので、こちらについて大体100千円程度見ておるところでございます。合わせて約1,200千円程度の見積もりが出ておりますので、こちらの取りかえ並びに修理のほうを合わせて工事としてさせていただきます。よろしく願いします。（「はい、了解しました」と呼ぶ者あり）

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

おはようございます。皆様。吉田議員お尋ねの8ページ、総務費の1. 総務管理費、そして6番、企画費の19節. 負担金、補助及び交付金のキャッシュレス決済普及事業補助金の支出先はどこにあるかというお尋ねだったかというふうに思っておりますけれども、まだ議案審議中ではございますのであれですけれども、一応町内事業者の状況を掌握している商工会などを想定しております。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

ほかに執行部の答弁は。

○住民課長（扇 智布由君）

私のほうから吉田議員の御質問で、10ページになります。款の3. 民生費、項の2. 児童福祉費、目の児童福祉総務費、節の13. 委託料になります。幼児教育無償化システム改修委託料のシステム改修の内容はという御質問であったかと思っておりますけれども、こちらの内容は給付費の算定及び支払いの処理、その他認定処理のシステムを改修する必要がございますの

でこちらのシステムの内容になっております。

以上でございます。

○産業課長（日高泰明君）

予算書13ページ、款6．農林水産業費、項1．農業費、目3．農業振興費、節23．償還金、利子及び割引料の多面的機能支払補助金返還金300千円でございますが、事業年度としまして、24年から30年度までの分の補助金について、農地転用により農地の除外があったため、この分の返還金として求められているところで計上しております。

○健康福祉課長（江島朋子君）

私のほうからは、吉田議員御質問の11ページ、下段になります。款の4．衛生費、項の1．保健衛生費、目の1．保健衛生総務費、節の13．委託料、健康管理システム改修業務委託料についての内容の御質問かと思えます。

こちらにつきましては、本年度より予防接種法によりまして、緊急風しん定期予防接種としまして、昭和37年4月2日生まれの方から昭和54年4月1日生まれの男性を対象に、男性の風しん予防接種の定期化に伴います改修となっております。接種歴が確認できまして、健康カルテにより当該予防接種情報の履歴を管理するものでございまして、それに伴う改修となっております。

以上でございます。

○建設課長（三好浩之君）

皆さんこんにちは。私のほうから吉田議員御質疑の14ページ、下のほうでございます。款の8．土木費、項の2．道路橋梁費、目の3．道路新設改良費、節の13．委託料、減額の5,200千円、こちらにつきましては、下津毛地区の東側を南北に通る路線を計画しておりましたが、そちらのほうの実施設計費として当初予算に計上させていただいておりました。その分の減額補正となっております。

以上です。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

皆様こんにちは。私のほうから17ページ、最上段の款の10．教育費、項の1．教育総務費、目の6．施設整備費の委託料のところの監理業務の件で御質問いただきました。設計と監理を同時に行えば差が生じるか否かということで御質問でございましたが、まず、別発注と一括発注の費用比較という資料については持ち合わせておりません。さらに、上峰町においては設計と監理業務は別々に予算化をさせていただいております。

なお、今回設計業務については平成30年度に予算を計上し、済ませさせていただいております。今回、令和元年度の予算の中で監理業務の委託について計上させていただいております。

以上です。

○生涯学習課長（小川成弘君）

私のほうからは、お手元の予算書の19ページ、款の10. 教育費、項の6. 保健体育費、目の1. 保健体育総務費、節19. 負担金、補助及び交付金の中の総合型地域スポーツクラブにつきまして、どういう団体かということでしたが、この団体につきましては、「友遊スポーツかみみね」でございます。今年度から「友遊スポーツかみみね」という名称になっておりまして、昨年までは「ふれあい友遊かみみね」という名称でございました。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

今、各お答えをいただいておりますが、あと1点だけ再度質問したいと思います。

17ページの小、中学校トイレ洋式の小、中学校の分で、先ほど答弁で一括した場合と分けてした場合の比較資料は持ち合わせていないということなんですが、本来、今までほとんどの場合が工事設計を委託したときには設計監理まで一括発注をしてあるわけですね。多分、学校施設でも過去の実績では一括で、もちろん設計と監理委託は別の契約になりますけど、設計業者に委託するときに監理までという形であれば、一括でした場合が当然安くなるのは一般的常識で考えても一緒だと思うんです。そがんなると思うんですよ。だから、これを分けたことによって幾ら割高になったかというのは今後積算をしてみてください、今持ち合わせていなければですね。後日でいいですので報告をお願いします。

以上で終わります。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

吉田議員よりいただきました案件につきましては、精査の後、後日報告させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○7番（吉富 隆君）

ちょっと質問というよりもお尋ねでございますが、7ページの目の3. 財産管理費の中の委託料なんですが、公用車のドライブレコーダーの案件でございますが、これ何台分かということと、機種がいろいろありますよね、前だけ、後ろだけ、360度、どの機種をつけられるのかお尋ねをさせていただきたいのが1点と、13ページ、目の3. 農業振興費の中の農業用ドローンの補助金が出るようでございますので、どこの組織に補助金が出るのかお尋ねをまずさせていただきたいと、2点お願いします。

○財政課長（坂井忠明君）

私のほうから、まず吉富議員お尋ねの款の2. 総務費、項の1. 総務管理費、目の3. 財産管理費、13節. 委託料、こちらのほうの公用車ドライブレコーダー設置委託料、こちらに

つきまして御説明をさせていただきます。

近年、あおり運転等の非常に危険運転等もございます。そしてまた事故等も実際起こっておりますので、そちらのほうをできるだけ記録するというような意味でドライブレコーダー、こちらのほうにつきましては一般の公用車、消防車等を除く一般の公用車につきまして21台ございますが、そのうち1台は設置済みでございますので、20台の取り付け費用まで計上しております。

また、機種についてお尋ねだったと思いますが、基本的に前方だけを今回は導入しようというふうに考えております。いろんな機種ございますが、シンプルなものにしたいなというふうに考えてございます。よろしくお願ひいたします。

○7番（吉富 隆君）

本当に今、非常に交通事故等々、暴走等々があっているようでございますので、公用車、役場を守るためにもこのドライブレコーダーというのは必要であろうと思います。前方というよりも、今あおり運転が多いので、これできれば、また9月の議会でもよろしゅうございますが、やっぱり後ろまでつけたほうがいいと思うんですよ。そういったことをお願ひをしておきたいというふうに思います。

非常に最近こういう問題が起きていますので、ぜひとも全公用車に前後できればお願ひしたいという要望をしておきたいと思います。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。（「議長、もう一点お願ひをしています」と呼ぶ者あり）

○産業課長（日高泰明君）

予算書13ページ、款6．農林水産業費、項1．農業費、目3．農業振興費、節19．負担金、補助及び交付金、農業用ドローン導入事業補助金2,990千円でございますが、どこの組織かというふうなところで御質疑があったところですが、農業者で組織する団体が防除作業の省力化と規模拡大につながる農業のためというふうなところで、上峰町のドローンの助成としましては上峰町防除組合のほうを予定しているところでございます。

以上です。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。議案審議の途中でございますが、ここで休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、1時まで休憩します。休憩。

午前11時58分 休憩

午後 1 時 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

議案審議を再開いたします。

議案42号の、ほかに質疑はありませんか。

○7番（吉富 隆君）

午前中ですね、質問の途中で休憩ということになりましたが、目の3の農業振興のところですね、農業用ドローン導入の補助金の関係で3,000千円弱の上程がなされております。非常にですね、農業を営む方にとってはありがたい上程であるというふうに理解をしていると同時に町長に御礼を申し上げておきたいというふうに思います。ありがとうございます。

しかしながら、補助を出すからには、それなりの組織というものがあるだろうと。午前中の答弁では防除組合と、その組織が何名での構成であるのかが1点と、ヘリ防除組合というのが上峰町にはございます。そのとの関連はどのようになっているか、お尋ねをいたします。

○産業課長（日高泰明君）

吉富議員御質問のヘリ防除組合の（「課長、もう少しマイクに近づけてもの言ってくれない聞こえん」と呼ぶ者あり）ヘリ防除組合の組織の人数とヘリ防除組合との関係ですけれども、ヘリ防除組合をですね、補助対象、補助金の交付の対象とするところですね、計画しております。補助、防除組合の人員構成については手元にちょっと資料がないのですけれども、こちらでヘリ防除の飛ばすオペレーターの方というふうなところでの人数といたしますと、このお話をしましたときには11名というふうなところですね、お話を伺ったところがあります。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

防除組合の資料がないということでは通らないでしょう、ねえ。補助金を出すんだから、やっぱりそういった構成というのはやっぱりね、産業課長、知っておくべきであると思います。

この補助金はですね、ありがたいことなんですよ。ぜひともですね、ほかにもいろいろと農業団体からの補助は申請が今後も出てくるであろうと予測します。

そういった中でね、せっかくこういったね、農業振興費ということですね、補助をつけていただいておりますので、やっぱり課長さんたちはそういう資料はですね、きちっとしておかないと、町長、立場なかでしょう。そうでしょう、ねえ。町長が全部知つとるわけじゃないんだから、課長さんたちが把握しとかなきゃ。そうでしょう。

今後もですね、いろいろ農業団体からの補助を下さいよというお願い事が出てくると思い

ますね。しかし、ヘリ防除があって、これが11名の構成メンバーだということなんで、また組織が、防除組合という組織が違う団体なのか、お尋ねをしているんですよ。その資料がないということじゃ、やっぱりいかんでしょう。どうですかね、課長。

○産業課長（日高泰明君）

質問の要旨を履き違えまして、ヘリ防除組合と別の組織かというふうなところで捉えまして、私が認識が答弁にちょっと間違ったところですが、ヘリ防除組合と同一のところがございます。同じ組合でのところで、今、無線ヘリを飛ばしているところの機種をドローンを導入するというふうなところがございます。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

大変ですね、この3,000千円の補助というのはありがたいことなんで、できればその組合に御指導方もしていただきたいと。

というのはですね、農業が今の状況から見るとですね、非常に厳しい状況下にありますのでですね、このドローンを使ってやっぱりお願いをする営農組合とか個人とか出てまいります。そんなときにですね、やっぱりできれば安くね、皆さんに提供していただくような御指導もできないもんかなと思います。

だから、ヘリ防除組合もですね、これは平成何年やったでしょ、十二、三年ごろに立ち上がってるんですよ。そのときも国の補助を使って、これ、ヘリを買った経緯がございます。中でもまあ頑張って、ヘリも購入はまだ、今年度、去年ぐらいに導入されているんですよ。しかしながら、状況が今の農業の団体の状況で、ヘリよりもこの何というですか、ドローンというのがですね、きめ細かく動くことができるということの利便性があるんでですね、必要であろうと思いますんで、そういったことを補助を出すからにはきちっとした構成メンバーも挙げていただく。ここで誰と誰ということは僕は聞きません、知ってますから。ぜひともですね、そういったできれば安くですね、していただくようなことも必要ではなかろうかなというふうに思うんで、その辺についての御指導はできるのかできないのか、お尋ねをいたします。

○産業課長（日高泰明君）

ヘリ防除組合での御指導はというふうなところがございますが、ヘリ防除組合の組織構成並びにその承認の中で動かれているところもございますけれど、町のほうで補助事業としてこのドローンをですね、導入するに当たりましては、ドローンの活用状況につきまして、うちのほうで防除組合のほうに協議、またお話をすることはできるかなというふうに考えるところでございます。

○7番（吉富 隆君）

ぜひともそういったね、四角四面で言うわけじゃございませんけれども、補助を出すから

にはやっぱりきちっとした形をね、とっておく必要があるというふうに思うんで、ぜひともそういったことをやっていただきたいなと思います。

ほかにもですね、ドローン購入という組織、ドローンを買うような予定者がいます。いますよ。だから、そういったときにも補助対象にはなるんですか。例えば、法人化した人は町に補助を申請したときにはできるかどうか。

○産業課長（日高泰明君）

他の組織団体につきまして、ドローンの導入で補助金というふうなところの御質問かと思いますが、ドローンの運用状況、現段階で防除をどれくらいの範囲で行われているか等々の検討をしまして、町のほうで随時判断していきたいというふうに考えているところでございます。

○7番（吉富 隆君）

地域性というのがあると思うんですよ。例えば、上峰町でこれだけの大きな補助をいただいて、例えば、例えば吉野ヶ里の方、また、例えばみやき町にですよ、防除を頼まれたときの規制というのはいないんですか。どこにでも行けるかと。そこにはやっぱり補助の縛りが出てくるのではなからうかという気がするんで、どこでもいいですよと町が言えればいいだろうし、そこら辺の規制というの、やっぱりきちっとした形をとっていただいとったほうが今後のためにいいだろうと僕は思います。

そこら辺についてはですね、この防除組合というへり防除組合の方ですよ、議論をしていただいて、例えば三根にもいいよ、中原にもいいよ、吉野ヶ里にもいいよという形がとれるかどうかという問題です。これ、町が金出すんでしょう。財源はほかにも一般財源ということになっておるようでございますが、特定概算、特定財源の中のその他の項にですね、2,300千円というのがあるんですが、ほかにもこれは入っていると思うんでね、そこら辺の仕分けというの、きちっとしていただいたほうがいいのではないかと思いますし、そこら辺についてですね、きちっとしておいたほうがいいだろうと思います。

と同時に、何遍も繰り返すようですけど、農業に目を向けていただいた町長を初め産業課の課長に御礼を申し上げまして、私の質問を終わらさせていただきます。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。

ほかに質疑ありませんか。

○9番（寺崎太彦君）

ページの8ページ、目の6. 企画費、節の19. 負担金、補助及び交付金の説明の一番上のコミュニティー助成事業交付金2,500千円の説明をお願いします。

それから、引き続き12ページ、項の1. 保健衛生費の目の2. 予防費、風しん予防接種業

務委託料576千円、この対象者の人数がわかれば教えてください。お願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

寺崎議員よりお尋ねのですね、ページ8ページのほうの総務費、1. 総務管理費、6. 企画費の19節の負担金、補助金のほうのコミュニティー助成事業交付金のほうなんですけれども、こちらのコミュニティー助成事業というそのものからかというふうに思っております。

これは一般財団法人の自治総合センターと言われるところが宝くじの社会貢献広報事業として、この要綱を定めるところによりまして、コミュニティー活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力のある地域づくり等に対して助成を行うという趣旨のものでございます。

今回はですね、本補正予算案のほうの歳出のほうでも——ごめんなさい。歳入のほうでも雑入のほうで、コミュニティー助成事業ということで2,500千円受けるような形をしておりますけれども、こちらのほうにつきましては、交付対象としましては、上峰太鼓さんのほうが受けるような形になっております。

以上でございます。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○健康福祉課長（江島朋子君）

寺崎議員御質問の12ページ、上段になります款の4. 衛生費、項の1. 保健衛生費、目の2. 予防費、節の13. 委託料、風しん予防接種業務委託料の御質問で、対象の人数はということかの御質問かと思えます。

事業の内容としましては、緊急風疹定期予防接種事業に係る国指定のクーポン券と受診票を作成する業務委託の内容となっております、対象者は1,081名の試算となっております。今年度から3カ年の事業となっております。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

この風疹はですね、かなり感染力が強くて、おなかの子供に悪影響を及ぼすということでですね、去年ぐらいからですね、風疹がかなりはやっております。

こう調べてみるとですね、1回の接種ではですね、なかなか抗体も何かできかねるとお聞きしましたけれども、2回ほどしたほうがいいと書いてありますけれども、この回数はどうのようにされるのでしょうか、1回でしょうか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

ただいまの寺崎議員御質問の風疹の感染が高いということで、接種の回数という御質問かと思いますが、こちらの事業につきましては、対象の方については抗体の検査も対象になっております。まず抗体の検査をしていただき、その抗体が低い方について予防接種の対象となるということの事業になっております。

以上でございます。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○3番（原 直弘君）

ページの8ページでございます。上段の表の目の6の企画費、その中で節19の負担金、補助及び交付金の中で地域づくり補助金について質問させていただきます。

まず確認ですけど、この地域づくり補助金につきましては、現在、ポータルサイト上で平成31年度の上峰町地域づくり事業についてということで、募集期間が4月1日から4月12日までとなっておりますけど、この事業の補助金ということで間違いないか、まず確認させていただきます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

議員御指摘のとおりでございます。

○3番（原 直弘君）

それでは、もう募集期間が既に終わっているということで、この募集状況に基づいて今回の補正ということで考えてよろしいですか。

それとあわせて、応募があった団体数についてもお尋ねしたいと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

その募集を踏まえた上での補正という形で御理解いただければ幸いに存じます。

で、申請団体数なんですけど、6団体参ってございます。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○3番（原 直弘君）

この予算につきましては、平成31年度の特別予算委員会ですかね、予算特別委員会、済みません。その中でもちょっと申し上げたと思いますけど、実際、募集期間がこんなに短うございまして、でも、しかるにこの内容の趣旨を見ますと、本当地域を活性化するために大変有意義な補助金じゃないかと思っております。

そこで、よかったですね、最低でも地区の代表者である区長さんのほうとかにですね、こういった事業があるということで、今回はもう事業締め切りなんですけど、いつかそういう機会がありましたら、紙ベースとかですね、発信していただいて、これ、なぜ言いますかと、なぜ質問の中で言いますかという、実際地元にはですね、活動をして、ボランティアで結構されてる方があるんですよ。その人たちに実際、今のボランティアでもちょっと満足してあると思うんですけど、こういった補助金についてですね、活用できれば、より一層ですね、そういう輪というか、活動を広げられて、有意義に活性化に貢献されるんじゃないかと思ってお願いというか、要望いたしますけど、その点をお願いいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

御提案ありがとうございます。私どものほうにおきましても、今回ホームページという形で募集してですね、相当数の団体から募集があつてございます。今後いろいろな募集のあり方とかですね、相談に関しましては研究させていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○4番（吉田 豊君）

13ページのですね、目の3の農業振興費の23の償還金、利子の多面的機能支払補助金返還金300千円は、平成24年から30年までの農地転用分として返還が生じたということなのですが、私も多面的機能支払補助金をもらっている一人なのですが、各年度でね、各年度で例えばあぜ草切ったり、あるいはジャンボタニシの駆除するものをもらってジャンボタニシを駆除したり、実際こういうしたものをですね、さかのぼって24年から返せというのはどういう趣旨なのか、それについてお尋ねをします。

○産業課長（日高泰明君）

吉田議員御質問の各年度でもらって、この返還についてというふうなところですが、国の補助金規定によりまして、事業を単年度というふうなところで捉えておるところではございません、この事業はですね、24年から31年までというふうなところの事業スパンで、この期間を1つの期間と捉えておりますので、今回の案件につきましては、平成30年度に農地転用があった分につきまして、その当初の24年までさかのぼるというふうなところの事務になってまいります。

国の規定上、事業年度をこの多年にわたるところで捉えておりますので、こういったところの返還金となっております。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

国の補助金がそうなんだということで説明を受けたんですが、この事業の説明をしたときに、当初にね、転用したら補助金返還が伴いますという説明を受けた記憶がございませんが、それはどうなってるんでしょうか。

○産業課長（日高泰明君）

事業当初のところの説明というふうなところでは、制度も変わってきているところがございます、議員御質問のところではどのような説明というふうなところはちょっとわかりかねるところもございますけれど、現在、国の規定で今年度当初、また新しいスパンの事業申請によるところで、5年間の計画の申請としております。となっております、国の規定によりまして。

この24年というふうなところで、24年から30年度というふうなところで、5年間の規定で

はございませんが、この多面的機能交付金につきましては、この年の途中で法令事項というふうなところで法令化されておるところもございます。

そういったところもございますが、現在の規定におきましても、この交付対象のところの面積に応じてですね、交付金が来るところで、この交付金をですね、農地転用するというふうなところで除外しますと、その当初の、当初からの計画のところではさかのぼって返せというふうなところになっておるところです。

○4番（吉田 豊君）

補助金の仕組みで法令が変わったという説明を今されたんですが、通常、さかのぼって適用するような場合はですね、利益を受けた人が優位に立つような法の改正しかされんはずですよ。今度の、先ほど同僚議員が聞きよった各施設の利用料についても、その適用以前の許可については、なお従前の例によるという形で、必ずそういう経過措置を設けるわけですね。

だから、例えば、県営圃場整備事業にしる、今度のフォアス事業にしる、事業が終わってから県営圃場整備事業ならば、換地が終わってから15年間は補助金返還が伴いますと、フォアスについては、8年間は転用したら補助金返還が伴いますというふうに事業の前から説明を受けてるんですよ。この多面的については、全然そういう説明は受けてないんですね。ただ単に法律が変わったからと。法律は経過措置を必ず設けにゃいかんわけですから、そこを農水省に追跡、追及してくださいよ。

○産業課長（日高泰明君）

補助金の法令化に伴うというふうなところと、説明が私したところと認識されておるところでございますが、当初につきましてはですね、この補助金を返還せよと、この事業スパンの中において返還せよというふうなところがあるかどうか、ちょっと確認できるところではございません。

現在のところで事業をしているところによりまして、先ほど申しましたとおり、補助金のこの事業スパン中ですね、におきまして農地転用があった場合は補助金を返せというふうなところとなっておりますところで、この返還分について面積なりをですね、県のほうでヒアリングを受けまして、この金額のところでは今回返す運びとなっております。

国の補助金要綱のところではこういった規定が設けられておるというふうなところは、現在のところでは、国、県のところのヒアリングを受けるところでもですね、明らかなどころでございますし、また、当初24年までさかのぼりますけれど、その辺のところにつきましては、当初、国の予算措置というふうなところで事業をされていたというふうなところもありまして、さかのぼるところで確認をとるところがちょっとできません——手元にありませんが、そういったところで今回の国の補助金の返還措置につきましては、国、県ですね、ヒアリングを受けて、この分というふうなところで国の規定によるところの返還となっております。

○4番（吉田 豊君）

国の規定がどうだこうじゃなくてさい、実際、町内の農家が、農業者の団体がこの多面的機能の事業をやったときに、最初から要綱をつくるときに違反したら補助金返還をさせますよという、それを後から転用がふえてきたけんが、後から法律を改正してから返還させるというのは、私はちょっと納得いかんとですわね。

現に私、上坊所地区ですけど、上坊所地区でも結構転用があっています。庁舎の西側とか、庁舎の東側のそこもあれですわね、今、生産組合長に役場から来ているのは、800千円ぐらい返還が出てくると。そうすると、我々今度返還するために百姓から徴収せんばいかんとですわ。我々、金出さにやいかんと。しかし、この事業を見てみるとですわ、事業の内容が畦畔のあぜ草とかなんとか、その機能を維持するための草刈りの日当とか、草刈り機のエンジンのガソリン代、混合油ですけど、燃料代とか、もう既にその年その年で実際その事業はやってきているわけですわね。機能を維持して守ってきとっわけです。たまたま30年において転用が上げられたんですけども、そいけん、30年度ば返せというぐらいならわかっばってん、24年からさかのぼって返せというのは、これはいかがなもんかと私は思うから、今ここで即答はできんならできんでいい。後日、県の担当主管課に行って交渉してください。納得できません。

○町長（武廣勇平君）

これは平成19年度にですわね、農地・水維持管理費支払交付金のころから衣がえされて、平成24年ですか、多面的支払交付金というふうに見板名が変わりましたけれども、そのころから5カ年のですわね、計画でありますし、農地・水維持管理支払交付金の返還を見ましても、やはりその返還をすることになってございます。

交付金について、単年度で支払いしているものと相殺してですわね、地域によっては対応するということがございますけれども、それについては、もうこれまでも返還を本町としてもしてまいりましたし、上坊所の御事情はわかりますが、農地・水の額が少なくなるからといってですわね、農地転用を安易にやはりできないような仕組みをこの制度の中に埋め込まれているものと私自身は理解をしております。

よって、特別な扱いをですわね、することはできませんが、総じてこの5カ年の支払いについて——あっ、5カ年遡及して返還するということについてのですわね、御意見がある旨は機会を見つけて考えていきたいと思っております。

○4番（吉田 豊君）

この300千円のですわね、これは補助金返還ですから、返還された分が、財源内訳のその他の2,300千円のうちの300千円がこの返還金の財源の内訳という形で見ればいいわけでしょうか。

○財政課長（坂井忠明君）

ただいまの吉田議員の質問でございますが、2,300千円のその他の財源のところをおっしゃっているのかなと思いますが、こちらのほうにつきましては、ドローンの導入補助金ですね、こちらが2,990千円ございまして、その8割について、ふるさと納税の寄附金基金の繰入金、こちらのほうを充てるという内容ですので、先ほどの多面的機能支払い、こちらのほうとの直接的な関係はないかと思えます。

以上です。

○4番（吉田 豊君）

そうすると、あと財源は国庫の50千円と一般財源の990千円という、ここの集落から取り上げる補助金返還分として300千円はどこに入ってくるんですか。

○産業課長（日高泰明君）

補助金返還の300千円分につきましては、今年度交付いたします補助金のうちからこの分を差し引きまして交付する形となりまして、その分をここに回すというふうなところでございます。

以上です。

○4番（吉田 豊君）

そうするとですね、先ほど言いましたように、上坊所が800千円ぐらい返さんばいかんどった状況になってきたわけですよ。すると、ことしの交付金がね、約200千円ぐらいしかないはず。あとの600千円は我々が徴収、生産組合長から徴収されると思うんですけど、それを払わん場合はどがんなつですか。

○産業課長（日高泰明君）

先ほどから農地転用というふうなところの単語が出てきておりますが、農地転用の申請の時点でですね、この補助金分の返還についてもですね、同意される旨のですね、協議書を取り交わしているところでございます。

以上です。

○4番（吉田 豊君）

ちょっと確認しますが、補助金——失礼しました。農地転用の申請の段階でこの多面的機能支払いの償還金も返しますという同意をとっているということですか、お尋ねします。

○産業課長（日高泰明君）

農地転用の申請の段階にこの補助金の返還についても、ほかの事業に関する補助金の返還というふうなところの同じような書面の——というふうな様式の中でですね、この多面的機能交付金の返還についてもですね、書類をもらうところで、農地転用の申請のときに書類をもらうところでございます。

○4番（吉田 豊君）

それはいつからそういうふうに行われているんでしょうか。

○産業課長（日高泰明君）

詳細については、私の記憶によるところでございしますが、平成28とか27年度のところでこういった様式が出てきたかなというふうなところでちょっと認識しておるところでございませぬ。

○4番（吉田 豊君）

そいぎ、あなた方が指導したのが27年か28年からですけど、さらに24年にさかのぼってというのは、誰も告知してないわけですね。そういう転用を申請した場合については返還が伴いますよという告知はしてないわけですが、告知義務はないとですか。

○産業課長（日高泰明君）

吉田議員御質問の告知義務とか、そういうふうなところと——のところでの御質問を受けたかと思えます。

先ほど農地転用の申請に添付します返還の同意というふうなところの書類につきましても、この当初年度からというふうなところの記載が入っておるところと認識しておるところでございませぬ。

告知というふうなところで、皆様にお知らせするというふうなところかなというふうなところがございますが、この制度のところであらうといったところ、返還につきましてですね、説明を申し上げているかどうかにつきましては、おのおの聞き及ぶところもあるかと思えますし、また、この制度自体とても難しいようなところでもございますので、そういったところで耳にされたところがあるかどうかというふうなちょっとところは、ちょっとわかりかねるところでございませぬが、こういった内容につきましては、農地転用のときにもらいます書類とかも含めまして事業を、この事業を単年度でやっていくというふうなところの捉え方ではございませぬで、事業スパンであるこの24年からの、31年までを1期として捉えるというふうなところですね、事業を計画されておるところで、そういったところでの返還というふうなところが出てきているところではございませぬで、そういった書類の中についても、その年度というふうなところの記載はあるところではございませぬ。

○町長（武廣勇平君）

何か説明が不足しているという意味でおっしゃっておられますが、書類的にはですね、必ず多面的支払交付金のあらまし、手引等が、国としても作成されているものもありますし、手引等お渡ししており、恐らくQAにですね、私、以前確認したことがありますけども、5年間さかのぼって返還することになる旨のですね、記載はされているものと思えます。

それが口頭で説明がなかったということをおっしゃっている方がいらっしゃるのも承知しておりますが、私も以前申し上げましたけれども、ほかの事案もございませぬ。これまで返還をしっかりといただいてきましたので、この事案をもってですね、何か特別な対応をするのはやはり公平性に欠く行為だと思っているということをお伝えしたところではございませぬ。

○4番（吉田 豊君）

この件についてはこれで終わりたいと思います。

あとまた個別にですね、主管課のほうにお伺いしたいと思います。時間をとらして済みませんでした。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（大川隆城君）

私は消費税に関係することでちょっとお尋ねしたいと思います。先ほど来、この14ページにプレミアム商品券の関係とか、これは国からの交付金という形で計画されていますが、今のところ、消費税アップが10月ということは以前から約束したことだと言いながらも、反面、今、消費税を上げるべきではないという意見も結構ございまして、その延長の可能性もというふうな話もあっているわけですね。

本当に計画どおり10月1日から消費税アップということになれば、今、その作業とか、いろいろ議案審議の中で出てきました8%から10%に上げてこうだというやつ、それに加えてこの商品券、プレミアム商品券のこともそのとおりの実施ということになりましようけれども、特にこの額的にも準備かれこれもいろいろしなくちゃならない、この商品券関係が、仮に——仮の話をして本当申しわけないんですが、延長となったりした場合がどうなるものかなというのがちょっとこう頭の隅にひっかかるんですが、その辺いかがでしょうか。

○産業課長（日高泰明君）

大川議員御質問のプレミアム商品券の事業でございますが、消費税のアップに伴いますものですので、消費税の10%への引き上げがないところでございますと、この事業自体ですね、行わないところとなってまいります。

○8番（大川隆城君）

そうするとですね、もし10%になるのが延長、あるいはならなかったら、これはありませんというようなお話ですが、じゃ、その今言う、さっきもちょっと触れましたが、商品券の準備とかなんとかするためのこの金額だと思いますが、それは今回、今度の議会で議決、仮に議決したとすれば、すぐ用意はするわけでしょう。その辺はどんなでしょうか。10月まで待っているわけですか。待ったとするならば、もうありませんでいいかもしれんけど、それに実施をするための準備のためにいろいろしたときに、準備はしたけれどもアップがなかった、やめますでいいものかどうか。本当に申しわけない、仮の話で申しわけないが、やはりちょっとこう気になるもんですから、あえてお尋ねをしております。

○産業課長（日高泰明君）

大川議員御質問のところと、ところで回答申し上げ、答弁申し上げますと、もちろん今議会で認めていただいた折には早速準備にかかりたい、かかるところでございます。

先ほど来、延長となったらというふうなところで、とり行われなくなったときというふうなところで国のほうから連絡があっているところにつきますと、もちろん準備作業はするというふうなところで、突然——突然といえますか、このプレミアム、10%への引き上げがなくなりましたらこれも発行しないところで、その準備にかかりました費用につきましては、これは国のほうで見るというふうなところで国から連絡があっているところでございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

やっと安心しました。そういう補填の話が全然今までは聞けなかったもんですから、ちょっとですね、心配しましたが、そういうふうで、もし延長、なかったときはこうするという示しがあつとったとするならば、もう安心できるので、答弁いただいて大変喜ん——安心をしております。

で、次に進みたいと思います。

18ページ——ごめんなさい。15ページですか、土木費の公園費ですね、都市計画費の目の公園費の委託料で都市公園長寿命化計画策定支援業務委託料500千円、これをちょっと説明をお願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

こちらの長寿命化のほうなんですけれども、こちらのほうは当室のほうで管理しております都市公園、これに関しての、長寿命化に関してのですね、計画の策定支援業務という形での委託発注を行おうというふうを考えております。

これは長寿命化の計画を策定することによりまして、補助金とか交付金とか算定の際には補助のメニューが多層化するということのメリットもございますし、いずれ遊具とかに関しましても老朽化等が懸念される場合にあつては、この長寿命化によってですね、その年数の耐用年数とか、その辺の指標をですね、ある程度持つておく必要がございますので、そういったことに用いろうというふう考えておるところでございます。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

そういう中でですね、都市公園の整備、長寿命化整備をやっていくということでありましてけれども、以前からお願いしていた数字もありますが、でき得るならば、小さい子供さんたちに対しての遊具関係も考えていただければなというのがあるわけなんです、それを検討する余地はありますでしょうか、いかがでしょう。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

あくまでも、ちょっと現状あるものに関してどうかというような判断が長寿命化に関しての判断でございますので、ちょっとこの中で、その出た判定の後にですね、どうするかとい

う議論はあるかもしれませんが、また、当方で所管しておりますのは都市公園ということでなっておりますので、その他もろもろの公園の所管というのが各課ございます。ですので、私どもに関してはそういう考えでというふうに思っております。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

今、室長から、ほかにも公園がありますからというようなこともございました。前回もですね、各公園も含めて、今言う小さいお子さんたちに対しての遊具をという話もさせていただきましたが、いかんせん予算の関係上、ちょっとこの次にというようなことで、今のところはこうなっている次第であります。できますならば、先ほど言いましたように、今後についてはその関係の整備もお願いをしたいということで要望させてもらってきたいと思いません。

次に進ましてもらいます。

もう一つ、お尋ねします。

13ページですね、13ページの農業振興費で負担金、補助のところでのドローンの関係、これはもう先ほど来、同僚議員からいろいろと御質問あっておりましたが、私もちょっとお尋ねしたいと思いますが、今回、このドローン関係については、ヘリの防除組合に対して補助をやって、ドローンの購入をやるということですが、じゃ、このドローンの操縦関係については、もうヘリの操縦をされてる皆さんですから、改めてドローンの操縦の訓練というか、研修というか、そういうのはもう全然必要ないわけですかね。

それと、今、アドバイスいただきましたが、資格の問題等はいかがでしょう。

○産業課長（日高泰明君）

大川議員御質問のドローンの操縦の免許というふうなところでございますけれど、ドローンの資格というふうなところではございませんで、ただ、機種ごとにオペレーターとしてですね、その機種ごとの操作実習を受ける、オペレーターとして今度認定を受けるような、機種ごとにですね、メーカーのほうでですね、あるところで、その機種ごとのオペレーターとして認定を受けるための操作実習、また学科教習ですね、それを受ける必要がございますので、そういったところ、まあ機種ごとにですけど、そういったところのオペレーターとして認定を受けるための費用についてをですね、この補助金の中でですね、見ておくところですね、今、予算を計上しておるところでございます。

○8番（大川隆城君）

先ほどは、このドローンの操縦関係の研修も必要だというようなお話だったかと思いますが、それも、その費用の関係もこれに含まれてるということですが、じゃ、ドローンの購入と、その今言う研修費とかを振り分けはどれくらいになるもんですか。

○産業課長（日高泰明君）

大川議員御質問のドローンのこの予算計上でお願いしております対象の経費につきましてですね、今、現段階で交付のところのうちの方で考えておりますところは、農業用ドローンの導入、機械の導入の費用と農業用ドローンのオペレーターとして認定を受けるためのですね、研修を受けるための費用というふうなところで、もちろんドローンのこの機械的なところにつきましては、町のほうでですね、満額ですね、あとオペレーターとしてのところについては、この要する費用の2分の1というふうなところで今検討しております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

ですから、それぞれに係る予算、費用は、振り分けはどうかということでお尋ねしたけれども、それは言えますか。言えたら教えてください。

○産業課長（日高泰明君）

申しそびれました。ハード分、機械分としまして上げておるところはですね、2,342千円、また、オペレーターの育成のところでは2分の1として、先ほど説明申し上げましたところにつきましては、648千円というふうなところでですね、この予算のところでは組んでおるところでございます。

○8番（大川隆城君）

振り分けはわかりました。

そしたら、もう一つお尋ねします。

実際、このドローンを導入して、それもやはり防除作業に主体的に利用するということですかね。それとも今、ヘリ防除組合のほうで導入ということですから、防除についてはヘリでやり、そのほかにドローンで使用、何かを使用するというものか、その辺済みません、お願いします。

○産業課長（日高泰明君）

大川議員御質問のこのドローン、農業用ドローンでございますが、農業用ドローンの用途といたしましては、農薬の散布、同じ無線、無人ヘリと同じような農薬の散布にですね、使用しております。

ただ、この農業用ドローンの防除作業をする場所でございますが、大型の無人ヘリによる防除のところの地域等の一部というふうなところもございまして、大々的にこの農業用ドローンですね、運行の利便性、動きがですね、小さなところでも動くというふうなところで、山間部でありますか、あと住宅地の中というふうなところですね、そういうふうなところのきめ細やかなところで動けるといふふうなところで、この農業用ドローンをですね、先進的に取り入れるというふうなところですね、計画が上がっております。

○8番（大川隆城君）

今ですね、狭小地とかですね、そういうところでのきめ細やかなという表現をされました

が、確かにそれは必要かと思います。過去にはヘリが、今言う狭いところでやっていたときに事故があったということも何件かあっているようでございますから、当然必要だと思います。

そういうことですね、先ほどまた同僚議員からの質問の中で、今回はこの農業用のドローンを導入、それはいいことです。それに加えて、今、後継者が少ないとかなんとかというような問題もあって、スマート農業に取り組むということでどこでもやっておられる。その中では、やはりこのドローンとか、無人ヘリとか、あるいは無人トラクターとかですね、いろんな機械が開発されてこうされていますが、そういうのが今後また必要に応じては取り組んでいきたいということでの答弁をされたかと思いますが、そういうことでもう一遍、確認の意味でお尋ねしますが、間違いないでしょうか。

○産業課長（日高泰明君）

議員御質問のところで、今後ですね、スマート農業に取り組んでいくというふうなところは、のところでは、志的なところは変わるところではございません。

ただ、今回、ドローンというふうなところで上げさせていただきましますものは、ドローンにつきましては、実証段階、研究段階から実証段階のほうに移ったというふうなところ、移行がですね、一番先にですね、このスマート農業ということで移ってきているところで、今回ドローンというふうなところでお願いを申し上げるところです。

他のスマート農業の機器、無人草刈り機ですとか、無人トラクターですとか、そういうふうなところの機械につきましては、もちろん今、現場でですね、研究段階のところもございまして、そういうところにつきましても、研究段階から実証段階に移りましたら町のほうでも検討していきたいというふうなところで考えておるところです。

○8番（大川隆城君）

農業機械関係についてはわかりました。

そこで、私がですね、1つちょっとお願いしたいというか、申し上げたいことは、さっき、先ほど課長のほうから先進的農業の一環としてという言葉が出ましたですね。そういうことを言いますと、じゃ、町内でのですね、圃場、ほぼ全域にわたってフォアス事業を展開されましたですね。これも米麦作付以外に多目的利用といいますか、収入をふやすという意味も含めて、ほかの農産、野菜類とかもですね、栽培できるようにということでの導入だったかと思います。

で、実際工事面は終わりました。じゃ、その運用といいますか――の面でどうかなと思っ、て、こう見る限りにおいては、なかなか思ったようには、フォアスの利用によつての農作物の栽培というのがどうかなというふうな思いがするものですからね。整備することは結果じゃないんですよ。始まりなんです。ですから、それを利用していろんな作物栽培によつて農家の収入がふえる、ふやすということが最終目的でありますから、やはりそのフォアスに

よってのことをですね、もっと積極的に農家の皆さんに対しての何といいますか、啓蒙というか、啓発といいますか、その辺もやってもらえればと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

大分ドローンから離れてきた話にはなっておりますが、（「先進的農業という一環で捉えて」と呼ぶ者あり）ICT機器はもちろん重要でありますし、先進農業を推奨していくという立場は変わりませんが、やはり機器をですね、導入すればよいということではなく、やはりこう担う人が必要になってまいります。

フォアスについては、土地改良区が手を挙げていただいて、意欲的な取り組みとして始まり、町外の方がそのフォアスを利用してですね、野菜、あるいはハウスの整備をしていきたいという志を持っておられる方もいらっしゃいます。この全面に対しては、内部のですね、町内部の拡大志向の意欲をですね、もっとかき立てていくような啓発が必要になると思っております。

このドローンであったり、他のICT機器につきましては、今回、生産組合長の各地区の代表者の方々、あるいは農業委員の皆様方ですね、意欲を感じまして、産業課がですね、そうした方々の御意欲をしっかりと対応していくことで、モデルとしてですね、今回、各地域に広げていきたいということでございます。

機器については、ドローンのほか、さまざまな機器があることを議員御承知でしょうけれども、これらの機器についてもですね、実証段階に移ることと加えて、やはり担い手としてですね、どなたかがやはり意欲を持ってですね、携わりたいという方が町民の方の中にいらっしゃる事が前提となるだろうし、そうした方を応援していくということになってまいらるだろうと思っております。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○3番（原 直弘君）

予算書ページ、17ページでございます。最上段の表で、款の10の教育費、この中で1項目しか上がっておりませんが、13の委託料で小、中学校のトイレ洋式化監理業務委託ということでお尋ねさせていただきます。

まず、この2,873千円計上されておりますけど、財源内訳が全て一般財源となっているようですけど、私の認識する限りでは、トイレ洋式化工事に関連する費用につきましては、国庫補助金としまして学校施設環境改善交付金が補助されるものかと認識しておりましたが、この点について、まず聞きたいと思っております。お聞きしたいと思っております。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

ただいま原議員より10の1の6、ページの17ページですね、10の1の6の委託料2,873千円が一般財源、全て一般財源となっているがということでの御質問でございました。

議員御案内いただきましたとおり、今回は学校施設環境改善交付金を対象としておるところでございます。当初予算の中で、工事費の中にその学校施設環境改善交付金を全て財源ということで計上させていただいておりましたので、今回6月補正の折には一般財源よりということで計上させていただいているところでございます。

以上です。

○3番（原 直弘君）

先ほど3月の当初予算に入っていたということで、今説明いただきました。この中では3月の臨時議会で一般、31年度の当初予算と30年度の補正予算が上げられて、これの学校施設整備改善交付金に係るもの、2つの項目があったと思うんですけど、最終的にそしたら、そのときの説明では事業費に対して3分の1が国庫交付金となるということでの説明をいただいております。

そして、それで繰り越し分については、また特例交付金ということですね、ついてたと思うんですけど、単純にそれでは小学校の、小中のトイレ洋式工事に係る支出分に対する学校施設環境改善交付金ですね、その分が幾らであったか、ちょっとお尋ねします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

今、原議員よりは学校環境改善交付金の仕組み、3分の1補助の仕組みについて御質問をいただきました。

ここについては、少し御案内をさせていただきます。

まず、この3分の1の場合に、小学校のトイレ工事には平米当たりの配分基礎単価というのがございました。こちらは1平米当たり280,300円ございました。これと、実際に今度は現場のほうでトイレの洋式化工事を行う予算のうち、どちらか低い額の3分の1、ちょっと言葉で言うと遠回しになりますが、いずれか低い額のうちの3分の1ということになってございます。

議員御質問の実質、では、結果的に何%の補助になるんだという御質問をいただいたところでございます。

この件に関しましては、さきの4月16日に内示をいただきました。申請の後、6月3日付で5,853千円の交付を決定いただきました。これをトイレ洋式化工事の予算、小学校と中学校合わせまして54,163千円計上させていただいております。これで割り返しますと、実質は11%の補助ということになりました。

以上、原議員の御質問にお答えをいたします。

○3番（原 直弘君）

大体今の質問でちょっとこう疑問に思ったのは、今の回答でちょっと疑問に思ったのが、今回新たに委託料として2,873千円上がっているんですよね、当初の当初予算からすると。その中で、一番初めの説明で、当初予算の中にその分の交付金が入っていたということには

ならないのかなとちょっとこう考えるんですけど、その点をお願いします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

交付金の対象、まず交付金の対象費目としてはですね、設計費、また工事費、いずれも対象になりますよというのがまずもってございます。

ただ、先ほど御案内いたしました5,853千円、こちらは工事費のほうに全て向ける費目、予算上ですね、そういう金額になってございますので、実質11%の補助ということで、3分の1を超えない状況になってございましたので、今回、結果的に監理業務の委託については一般財源からの持ち出しということで計上させていただいているところでございます。

○3番（原 直弘君）

そしたら、33%が11%になるという要因は、ちょっとこう、先ほどの説明ではちょっとこう私理解してないんですけど、その辺をまた詳しくお願いいたします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

配分基礎単価280,300円が1平米ということで、まず御案内をさせていただきました。これは国の基準によるところの、ほぼ1平米、おおむねトイレ1脚分ということで御理解いただければと思いますが、これがまず、1脚当たり280千円が基礎単価ということで国からは示されております。これを各現場現場でどのように使うかということでございました。

今回、詳細に設計をさせていただきましたときに、トイレの洋式の便座を交換するに加えて、今回、温水洗浄器つき便座ということで予定をしております。電気工事が、それから、現場の施設のほうの給水排水施設の接続部分についても、現状、少し手直し、その排水管がですね、腐食等してございまして、つなぎ込みに予定、基準よりも少し長く排水管工事をしたいということで設計をさせていただきました。

そういう詳細が積み上がってきて、今回、このトイレ予算の実質11%の中で事業をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

○3番（原 直弘君）

ちょっと振り返ると、補助金をもらうために、ここの補助金、交付金はわからないんですけど、通常国、県の補助金等をもたらうときに、前年度に大体こう自分たちの希望というか、希望の要請があるかどうかはわからないんですけど、それを上げて、当然次年度の予算化に向けて県、国もされるし、町もすると思うんですけど、それでは、それを前提として申請は多分前年度にそういう額の要望はされたと思うんですけど、そのときにこの工事監理業務委託が入っていたのか入っていなかったのか。工事費だけだったのかというのがまず1つ、もう一つが、その入っていた入っていないにもかかわらず、申請額は本来、最終的に11%だったのかどうか、ちょっとここ確認したいんですけど。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

原議員からは、その計画を出すときに、設計——失礼、監理業務委託がその概算の中に

入っていたかという御質問かと存じます。

県のほうに申し出るときは、面積掛けることの、国の基準単価とまた別に業者さんのほうで概算の工事費ということで協議をしまして、工事費のみを上げてございました。

今回のこの事業でいきますと、詳細設計を平成30年度に設計業務を委託をさせていただいておりました。今回、30年度の末に設計業務が上がってきまして、これをもとに監理業務について今回御提案をさせていただいているというタイミングでございます。

以上です。（「もう一つあったと思います」と呼ぶ者あり）ごめんなさい。

失礼をいたしました。

当初の予算のときからこの3分の1の説明ということは、配分基礎単価掛ける面積掛ける3分の1ということで御案内をさせていただいておったところでございます。よって、工事費については、おおむね当初の計画のときから実質は11%補助に、見込みになろうかというふうに予定をしておりました。

以上です。

○3番（原 直弘君）

そしたら、今の説明、説明では、その前年度に工事費プラス今回計上されている工事監理委託料、監理業務委託ですね、それが入っても入ってなくても計算でもう基礎基準単価、面積掛ける配分単価掛ける3分の1があるんで、全然そういうのは勘案されないということになっているということで認識してよろしいですか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

議員御紹介のとおりでございますが、配分基礎単価280,300円掛ける63平米ということで当初申請を計画しておりました。掛ける3分の1で5,853千円ということで現在見込んでおりますが、その分で既に3倍すると工事費を超えるということで当初より見込んでおったところでございます。

○3番（原 直弘君）

それでは、3月のその予算の際に工事費の3分の1の交付金がありますというのは、それはケース・バイ・ケースじゃないけど、まずうちの場合は当てはまらなかったということですかね。そういう説明で実際、北校舎の空調設備更新工事と小中のトイレ洋式化工事についてはそういう説明をいただいたので、きょうの3分の1の交付金の説明をいただいたんですけど、その説明は違ったということですかね。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

議員御質問の件でございますが、この件、当初予算は予算特別委員会、当初予算のところ、この配分基礎単価ということについてもあわせて御紹介をさせていただいておったというふうに認識しております。

以上です。

○町長（武廣勇平君）

3月議会ではないのではないかと思います。議案審議でも出ておりませんのでですね。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。（「済みません。さっきの続きで、済みません」と呼ぶ者あり）

○3番（原 直弘君）

確かに3月の予算特別委員会で読み上げますと、小、中学校の施設の——済みません。学校施設環境改善交付金においては、小学校の施設の整備に係る交付金、内容として小学校空調機の整備と小、中学校のトイレの洋式化ということで、3分の1補助ということで、この交付金が上がっているということで説明はいただいております。

以上です。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

失礼します。その説明のとき、当初予算には歳入のほうがございまして、歳入の中で、その配分基礎単価について御紹介させていただいておるものと認識しております。

以上です。

○町長（武廣勇平君）

議会の皆様方にその補助事業の中身についてですね、詳細に伝えられていないことをおわびを申し上げます。

歳入について言及があった際に大まかな概要をお伝えしながら、具体的な勘違いをですね、生んでしまった、そういう言葉足らずの説明であったことをおわび申し上げ、これはよく行政の中でも私がいろいろ事業を起こす際に、補助事業の説明をいただく際にもつかみで聞くことがありまして、そういう訓練をですね、職員もしておるものですから、そういう発言になったかもしれませんが、心からおわびを申し上げ、要は大事なのは、この執行についてだというふうに思います。

設計と施工管理を区別しながらですね、施工の段階に向けてですね、監理業務委託料をいただきながら、適切な事業進捗を見ていきたいと考えてございます。

○3番（原 直弘君）

私は町長の今の話に当然ですね、当然、これについては小、中学校が設備的によくなるということで私も当然思っておりますけど、その3分の1の補助があったということで今回一般財源が使われているので、当然その交付金に、交付金の分がですね、一般財源が投入されているということでの流れでこの話になったわけですね、実際。

今言われるように、最終的にはその事業の実施が本来の目的ですけど、その流れとしまして、そういう財源の、今回は説明受けて確認しましたが、一般財源が不適切に使われてないかということでの3月からの流れで今回の質問になったということで御承知いただきたい

と思います。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○7番（吉富 隆君）

大変ですね、同じ案件で質問するのも恐縮でございますが、13ページの農業振興の中で、同僚議員も今、つけ加えて御質問があったドローンの購入の問題で、2点ほどですね、確認の意味でお尋ねをさせていただきます。

メーカーがどこのメーカーかということが1点と、補助率ですね、補助率、ちょっと課長のほうから言われたような気がするんですけど、聞き漏れをしたんで、大変申しわけない、教えてください。

○産業課長（日高泰明君）

吉富議員御質問のメーカーにつきましては、ヤンマーでございます。

補助率につきましては、機械につきましては100%と計画しておりまして、あとオペレーターの認定を受けるため、操作実習及び学科教室の費用につきましては2分の1と考えているところでございます。

○7番（吉富 隆君）

大変このですね、100%の補助率というのは今ないんですよ。よくここにですね、100%の補助をいただいたことに対して、やっぱり厚く御礼を申し上げておきたいと。

それがですね、農業団体が今、コンバインとかトラクターとか買うのには一切ですね、補助金なかですよ。よくぞここにですね、町がですよ、3,000千円とはいえども、100%の補助をつけていただいたことには感謝をしておきたいと思っております。

ぜひとも今後とも、ドローン購入については、このパーセンテージでお願いすることをですね、期待しながら、質問を終わらせていただきます。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○2番（大川徹也君）

私のほうは、まず4ページですね、4ページの中段です。目が総務費補助金で節が3の総務費補助金、キャッシュレス決済普及事業費補助金について御説明を願います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

キャッシュレス普及事業決済補助金ですけれども、こちらのほうにつきましては、県補助の2分の1ということで500千円を想定しているものでございます。

こちらのほうにつきましては、内容に関しまして事業者のほうからですね、どの程度キャッシュレスに関してどのような知見を持たれているか、どのようにちょっと深掘りをし

ていくのかというところのまだちょっと感触が見えていないところもございますので、参入に関してどの程度あるかというのがちょっと未知数なところもございます。

ですので、勉強会とかですね、あとは可能性調査、こういったソフト事業、それと他決済端末の補助分としての経費を想定しているところでございます。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

普及事業の中身については、これから詰めていくということで理解してよろしいでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

一応ソフト分とハード分という形でございますので、ソフト分につきましては、先ほど申し上げたような勉強会だとか、例えば可能性調査、こういったところのソフト分、それプラス決済端末の購入補助分としてハード分ということで設けているところでございますので、その枠組みの中において再度煮詰めていくことは必要かというふうに思っております。

以上です。

○2番（大川徹也君）

ハード面では、その決済、何をちょっと決済するかちょっとよくわかりませんが、決済用の端末を購入することをもう決めておられるということでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

決済端末というのはですね、例えば、カードを使うときであればカードリーダーのようなもの、あるいはQRコードを使うようなのであればパットののようなもの、こういったものを想定しているところでございます。

以上です。

○2番（大川徹也君）

ということは、一般質問の中で同僚議員がしばしば言っていましたが、上峰町役場も実際にキャッシュレス決済、先ほども何を決済するかわからないと申しましたが、そういった方向で近々なっていくと考えていいのでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

こちらのほうは、先日、多分寺崎議員のほうだったと思いますけれども、質疑が一般質問の中でありましたが、こちらのあくまでも民間事業者向けのものであります。ですので、町を対象、町内、いわゆる庁舎を対象としたものではないというふうに御認識いただければ幸いに存じます。

○2番（大川徹也君）

答弁、了解しました。

さらに質問よろしいでしょうか。

続きまして、8ページ、歳出のところですね、8ページをごらんください。

上段、目6. 企画費で節が13. 委託料、13番の委託料とですね、もう一つが目10. ふるさと納税費、節が13. 委託料なんですけど、WEBマーケティング支援業務委託料がそのまま、これが使用されな——使用されず、同額が魅力発信拠点づくり事業委託料に振りかえる——振りかえるというか、こっちに来ている形になっていると思います。この経緯を教えてください。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

これにつきましては、2、1、10の13のWEBマーケティング委託を38,726千円を減額いたしましたして、2、1、6. 企画費のほうの13、魅力発信拠点づくり事業にということでございますけれども、こちらのほうは従来ふるさと納税等のPR等をずっと力を入れてかなりやってまいりましたが、移住・定住をですね、重層的に今後PRしていくという内容というふうに行っているところでございます。

こちらのほうに考えといたしましてはですね、ふるさと納税制度自体は全国でも寄附を多額に集めておりました4団体のほうが税控除対象団体から除外をさら——除外されておまして、その受け皿となることで今後の伸び代が期待できるという意見がある一方ですね、改正地方税法によりまして、その動きの予測がしづらいという一端もございます。

こちらのこういった状況にも鑑みまして、もともと本町では、定住人口、交流人口を増加させたいという意図がもともと本町にはございましたので、PR内容を移住・定住のほうに力点を置いたものにスイッチしていく時期かというふうに考えております。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

きのう町長答弁にありましたが、さらにネット上で上峰町の露出というんでしょうか、このWEBマーケティング支援は以前聞いたところによると、ネットの画面上にポップアップ的に上峰町が出てくるというような、そういうサービスだったとお伺いをしています。

そうすると、上峰町の露出が普通に考えると減るかと思うんですね。それで、通常その定住、移住・定住もそうですが、基本的に上峰町が皆さん方に知れるにはやはり何らかのきっかけが必要で、それが今回、ふるさと納税の返礼品を通して上峰町のことについてよく知ってもらった機会があったかと思います。この辺についてはどう考えていますか。

○町長（武廣勇平君）

趣旨は、ネット上での先ほどのビジョンを出してですね、お知らせするような機会、返礼品を過度にあおるような、そういう広告から移住・定住を中心としたそうしたネット上の露出の機会をふやしていくということで今年度は考えていきたいというふうに思って、こういうふうな予算措置にしております。

○2番（大川徹也君）

今回の地方税法改正の中に、ふるさと納税制度を利用する自治体に対して3割以下の返礼、寄附金額に対する3割以下の返礼品及び地場産品、そして適切な寄附金集めというんですかね、そういったことがされていたんですが、今回のWEBマーケティングをやめて、その返礼品ということに重点を置いたWEBマーケティングをやめて、移住・定住という本来の自治体の姿というんでしょうかね、そっちのほうに移行するというのは、そういう指導を受けたというところにもあるんでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

指導は受けておりません。それがふるさと納税の趣旨に沿ったですね、対応だというふうに思いますし、ステージが変わったんじゃないかと思います。寄附者もメガ盛り、ギガ盛り、てんこ盛りみたいな、そういうものにつられてですね、寄附されるというよりも、やはりふるさとの温かさ、そして、ふるさと回帰という視点でですね、選ぶ時代になってきているんじゃないかということで、今年度は戦略を変えまして、そうした発信をしていきたい、心がけていきたいということでございます。

○2番（大川徹也君）

魅力発信拠点づくり事業委託料、委託はどちらに委託をしますか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

こちらのほうは、起立工商協会のほうになります。

それと、なおちょっとつけ加えてではございますけれども、ちょっと誤解があってはけませんので申し添えますが、全てをですね、この事業に振り向けるということではございません。納税制度におけます顧客管理業務やポータルサイトのページ更新とか、そういう業務は当然やっていきます。また、広告を全く全て放棄するということでもなく、さらに創意工夫を凝らすことで寄附者の増額を目指していく考え自体は変わってございません。

ただ、移住・定住へのウエートシフトによりまして多層的な取り組みを行っていくことで御理解をいただければ幸いに存じます。

○2番（大川徹也君）

今、課長の答弁を聞くに当たって、そのように業務が複数にわたる場合というのは、説明を幾つかに分けたほうがわかりやすいですか。

○町長（武廣勇平君）

ちょっと質問の御趣旨がわかりませんが、WEBマーケティング支援業務委託料から魅力発信拠点づくり委託料に振りかえている理由としてですね、先ほど申しましたような移住・定住等に即した内容のPRを今後、町の魅力発信という視点でですね、委託していきたいというふうな意味で今回委託料を組み替えていると。

今、室長が申しましたのは、ウェブ上の支配率を上げるのは移住・定住のみならず、通常のふるさと納税業務の部分でもですね、予算を残しておりますので、その点でしっかりやっ

ていくと、継続してやっていくということも踏まえた意見だったと理解していただければと思います。

○2番（大川徹也君）

この企画費、その魅力発信拠点づくり事業委託料38,726千円の中には、移住・定住のPRのほかに、先ほど課長が、町長も答弁しましたが、そのようなふるさと納税に関する業務も含まれていると考えていいわけですか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

今回振り向けている財源につきましては、移住・定住ということになります。

ただ、当初予算で編成していた額の残額というものが当然ございますので、そちらのほうをふるさと納税のほうに残存しているという考え方です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○2番（大川徹也君）

そしたら、再度ちょっとお伺いします。

じゃ、この38,726千円というのは、もともとふるさと納税の業務を行う金額が含まれていたものということですか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

予算費目の目の10はふるさと納税費ということになっておりますので、ふるさと納税のために行うのが10の目ということになっておりますので、移住・定住を行うということであれば、6の企画費が適当だろうということで振り向けたものでございます。

○2番（大川徹也君）

この38,726千円は、もともとふるさと納税の業務を行うために予算化されたものであって、ただ今度、今、町長が言いましたように、ステージが変わって、上峰町の移住・定住、こういったところのPRをするために行うということで、同額が振りかえられている形になっていますが、今回のこの魅力発信拠点づくり事業委託料、委託というのは、もともとWEBマーケティングがふるさと納税の予算であったということは理解しますが、この魅力発信拠点づくり事業というのは、ふるさと納税に関連した何ですかね、ものではなく、純粹に上峰町という自治体のPRのための事業ということなんですよね。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

魅力を発信すると、移住・定住をですね、促進して、その町の内外に知らしめるということは魅力発信以外ほかならないというふうに考えております。

○2番（大川徹也君）

どのような形で魅力発信をするというのはまだ私もよくわかりませんが、ただ、説明によると、これらを全額それに使うというわけじゃなく、ふるさと納税の業務も含めた金額とい

うことで説明を受けましたが、違いますか。

○町長（武廣勇平君）

ふるさと納税業務委託ではありません、まず。ふるさと納税費ではありますが、WEBマーケティングの支援業務委託を今回、企画費の中に含まれます町の魅力を発信する、そういう事業に振りかえていきたいということで予算をお願いしております。

先ほど来、何かちょっと誤解を生んでおりますが、WEBマーケティング支援業務委託料が、これ移住・定住を主としたですね、魅力発信づくりにかかわることは間違いございません。

ただし、WEBマーケティングをなくすのかという御質疑がございましたが、これについては、当初予算でいただいた予算からですね、この38,726千円を差し引いた残額でですね、対応していくということを繰り返し申し上げてございます。

○2番（大川徹也君）

内容、了解しました。

続けてよろしいでしょうか。

同ページ、目5. 防犯対策費で、節、看板工事、看板撤去工事とございます。この看板撤去工事の説明を願います。

○総務課長（高島浩介君）

大川徹也議員の款の2、項の1、目の5、節の15. 工事請負費、看板撤去工事92千円でございます。

こちらにつきましては、屋形原の今、コミュニティーバスのバス停のところに古い看板の支柱だけが立っております。で、これにつきまして危険であるというところで、地元の区長さんからその支柱のほうを撤去してくれというところで、その看板の内容として、今はもう本体がないんですけど、従前は暴力追放の看板だったというところで、うちのほうが対応して撤去を行いたいというところで今回計上させていただいております。

以上です。

○2番（大川徹也君）

答弁、了解しました。

さらに質問よろしいでしょうか。

○議長（中山五雄君）

はい。

○2番（大川徹也君）

6ページですが、歳出ですかね——ああ、ごめんなさい。これは歳入、歳入です。6ページ、歳入、款20. 諸——あっ、1つしかありませんので、節の中小企業融資資金貸付金元利収入とあるんですが、この中小企業融資資金ということについてお伺いします。

きょう小口資金ですかね、26号——あっ、そうですね、上峰町中小企業小口資金融資条例

について審議がありましたが、これとの違いを教えてください。

○産業課長（日高泰明君）

大川議員御質問の6ページ、諸収入、款20. 諸収入、項5. 貸付金元利収入、目. 中小企業金融——中小企業融資資金貸付金元利収入というふうなところでございまして、これにつきまして、中小企業小口資金貸付金をですね、14ページになります。7. 商工費、2. 商工観光費、目1の商工観光振興費の中の貸付金のところでございます。中小企業小口資金貸付金20,000千円というふうなところで計上しておりますが、この中小企業小口資金貸付金とこの歳入で書いております中小企業融資資金貸付金、これは同一のものでございまして、表記的なところで、歳入のほうは中小企業融資資金貸付金の元利収入としておりますが、これ、中小企業小口資金の貸付金のことで——と同一のことでございます。

○2番（大川徹也君）

答弁、了解しました。

それと、今後も収入にあつては、歳入にあつては中小企業融資資金貸付金として、また、歳出にあつては中小企業小口資金貸付金と、こういう違う名称で今後もいくと考えてよろしいでしょうか。

○産業課長（日高泰明君）

今回計上しておりますところの名称で、現在のところはいくところと考えておるところでございまして。

○2番（大川徹也君）

ちなみに、これは名前を統一するとかいう考えは、ことはできるんですか。

○産業課長（日高泰明君）

大川議員御指摘のところ、名前が、名称のところはちょっと違っておるところでの質疑似かと思えます。

現状のところ、中小企業小口資金貸付金の歳出と歳入の中小企業融資資金貸付金元利収入として説明書き、また、目のところの名称でちょっと違っておるところもございまして、もちろん目のところの名称につきましては——と歳出のところの節の説明書きのところの名称というふうなところが合っていないというふうなところかとは存じますけれど、この名称につきましてはのところは今後検討というふうなところの部分もあるかというふうなところでもございまして、目の名称的なところのこの違っているところのところにつきましては、今後、うちのほうも検討してまいりたいかなというふうなところだと思うところでございます。

○2番（大川徹也君）

答弁、了解しました。

最後の質問よろしいでしょうか。

○議長（中山五雄君）

はい。

○2番（大川徹也君）

17ページで、中段の款10. 教育費、項3. 中学校費、2、目2. 教育振興費で、節の9——あ、14ですね、使用料及び賃借料、タクシー使用料、普通旅費の金額がそのままタクシー使用料のほうに振りかえられている形になっていますが、このタクシー使用料の説明をお願いします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

大川議員より17ページ、款の10. 教育費、項の3. 中学校費、目の2. 教育振興費の中の節の9. 旅費と節の14. 使用料及び賃借料の件での御質問でございます。

まず、当初予算で中学校の旅費として1,320千円をいただいております。これは学校安全総合支援事業補助を受け、中学生9名、教職員2名、合計11名が仙台市での災害学習に向かう旅費でございます。

その旅費の中で、仙台市の中を移動する公共交通機関にかわりまして、タクシー使用料156千円も一括して計上しておりました。今回、県への補助金申請等を行う中で、タクシー代使用料は節14. 使用料及び賃借料にて申請するというので県と協議をいたしました。そういうことで、この当初予算につきましても、旅費から使用料及び賃借料のほうへ組み替えをお願いするものでございます。

なお、学校安全総合支援事業は1,000千円の定額補助をいただいております。よろしくお願いたします。

以上です。

○2番（大川徹也君）

答弁、了解しました。

これで質問を終わります。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第42号の質疑を終結いたします。

日程第22 議案第43号

○議長（中山五雄君）

日程第22. 議案審議。

議案第43号 上峰町固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

矢動丸栄二君の退場を求めます。

〔矢動丸税務課長 退場〕

○議長（中山五雄君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第43号の質疑を終結いたします。

しばらくお待ちください。矢動丸栄二君の入場を認めます。

〔矢動丸税務課長 入場〕

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。議事の都合によって6月13日は休会としたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、6月13日は休会とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれをもって散会したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。散会。

午後2時40分 散会